



栃木・山梨・青森・岐阜・富山・滋賀・京都・岡山・山口・島根・鳥取・香川・徳島・高知・新潟・岩手・石川・長野・福井・沖縄

全国歯報

2019.9 85号



新理事長就任挨拶

三塚 憲二

【略 歴】

三塚 憲二（昭和22年2月12日生）
日本歯科大学卒業

- ◆全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）
平成20年4月～平成23年3月 理事
平成23年4月～平成25年7月 常務理事
平成25年8月～平成29年7月 副理事長
平成29年8月～現在 理事長
- ◆全国歯科医師国民健康保険組合関係（山梨県支部）
平成17年4月～平成25年7月 支部長
- ◆山梨県歯科医師会関係
平成15年4月～平成25年6月 会長
- ◆日本歯科医師会関係
平成25年6月～平成27年6月 副会長
- ◆日本歯科医師連盟関係
平成21年4月～平成23年3月 副会長
- ◆日本歯科大学関係
平成27年4月～現在 日本歯科大学生命歯学部客員教授
- ◆山梨県教育委員会関係
平成29年4月～現在 教育委員

令和元年8月1日より第16期・全国歯科医師国民健康保険組合の理事長に引き続き任命された。当組合の舵取りを託されたことに身の引き締まる思いである。

当組合を取り巻く環境を鑑みると、少子高齢人口減少社会の影響が顕著に現れ被保険者数の減少が続いている。平成27年度と昨年度を比較してみると、特に一種組合員で160名弱、一種家族で1,800名弱減少し組織構成の危機感を覚える。更に、国庫補助率の見直しにより、30年度は30.8%となり、補助金の減少などの厳しい環境となっている。

今期は、このような厳しい状況の中で、令和2年度から3年間にわたる国庫補助率の見直しが予定されている。従って、これを踏まえての対応をはかり、健全かつ持続可能な組合運営に取り組むために以下の課題を重点的に対応したい。

前期申し送り事項でもある機構改革については、報酬・給与等審議会の答申、各種ハラスメントの対応等を含めた規約・規則等の整備を図るために特別委員会を設置し早急に基盤整備を行う。

次に、国が求める全世代型社会保障における予防・健康づくりインセンティブの方向性の中での『保険者努力支援制度』の抜本的強化策については、更に被保険者の健康づくりに取り組むことで医療費抑制による『好循環サイクル』の構築を進めたい。とりわけ、特定健診・特定保健指導の受診率、がん検診の受診率向上を強化したい。そのために『健康づくり推進部会』の充実化を図りつつ、各支部間格差の是正に努める。

また、令和2年4月1日より施行される予定のオンライン資格確認(マイナンバーによる資格確認)については、国庫補助金によるシステム整備を行い、情報の収集を図りながら、具現化に備え慎重に対応を行う。

いずれにしても2060年の『人生100年時代』の超高齢少子化社会を見据えて、安定した組合運営を図るための、短・中・長期展望に立った施策を講じたい。2年間のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

令和元年8月1日

第85回
通常組合会

理事長に三塚先生を再選 平成 30 年度事業報告、歳入歳出決算を承認

令和元年7月21日（日）午後1時より、朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「6D」において、第85回通常組合会が開催された。

秦野議長のもと、議事録署名人に富山県支部の山本尚靖議員を指名し、その後物故組合員に対する黙祷、三塚理事長の挨拶の後、議事へと入った。平成30年度事業報告、歳入歳出決算、決算剰余金の処分及び役員退職慰労金積立金の処分、規約の一部改正について、慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

組合会を暫時中断し、令和元年7月31日の任期満了に伴う役員改選を行い、各支部より選出された理事20名が全員承認された。新任理事による役員選任理事会では、三塚憲二現理事長（山梨県支部）が選任され、理事長指名理事には、三森幹夫先生（山梨県支部）が選出され、地区代表議員会にて監事に滝澤隆先生（長野県支部）、右田信行先生（山口県支部）が選出され、組合会での承認を経て新執行部体制が発足した。



■議長挨拶（要旨） 秦野議長

定刻になりましたので、只今より第85回通常組合会を開催致します。本日は、第85回通常組合会のご案内を差し上げましたところ大変ご多忙のなか、全国各地よりご参集賜り、心よりお礼申し上げます。

本日の組合会は、平成30年度の実業報告及び平成30年度歳入歳出決算等の重要案件と役員選任のため、組合会を途中で暫時中断し、「役員選任理事会」並びに「地区代表議員会」が開催されます。円滑な議事進行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。



秦野議長 井田副議長

■開会の辞（要旨） 鈴木副理事長

只今より第85回通常組合会を開催させていただきます。

議案として1号から10号までをご提案致します。慎重審議よろしくお願いたします。



鈴木副理事長



三塚理事長

■理事長挨拶 三塚理事長

本日は大変お忙しい中、第85回通常組合会へお集り頂き誠にありがとうございます。まず、常務理事の樋口壽一郎先生がこの度旭日小綬章を受賞されました。この場を借りてお祝い申し上げます。樋口先生、おめでとうございます。

さて、先生方のご協力を頂き、今日をもちまして本執行部の2年間の組合運営を終了することができます。色々とご支援賜りまして、誠にありがとうございました。この2年間、1つは40周年の記念式典がございました。先生方、そして職員の方々にご協力頂き何とかうまく乗り切ることができました。それからもう1点、国

庫補助率の見直しがございました。何度も支部の先生方にご迷惑をおかけしまして、昨年からの所得調査を行い、結果回収率ほぼ100%集まり、先日栃木県庁へ無事提出することができました。ご協力誠にありがとうございました。この後、来年度からの国庫補助率がどうなるか分かりませんが、次期執行部でしっかりと運営を行って頂ければと思っております。2年間理事長を務めて参りまして、私は公約として2点掲げて参りました。1つは、機構改革をしっかりとするという事です。高齢化社会の中で特に1種組合員数が減り、組合運営が非常に厳しくなってきました。また全国歯が所得の高い組合であると厚労省に見なされ、国庫補助率の見直しが行われました。そのような中でこの組合運営をどうしていくか考えた時、私たちの組合の機構、そして事務職のできるだけ有機的な機構改革を進めるためiPad等を利用し、ペーパーレス化を図りながら事務局の仕事を削減し有効に使っていきたく考えました。そして各支部間の格差、例えば保健事業でも格差があるため、そのような事を解消しなければならぬと、2年間取り組んで参りました。しかし、まだこれは道半ばでありますので次期執行部に委ねたいと考えております。もう1つは、保健事業を充実させるという事です。国の施策の1つでも国民の健康を守るという事が重要視され、健康づくりと予防を重点的に行おうということが出てきております。私たちも同様に、組合員の健康増進が課題で、2年間保健事業をできるだけ充実させようとして取り組んで参りました。保健事業を充実させるという事は、組合員の医療費がかからなくなり、好循環サイクルになります。この2点を重点的に行ってきましたが、各支部間で差があります。従って、例えばがん検診のようなものは支部間格差を是正するように展開して頂きたいと思っております。こちらも次期執行部に申し送りしたいと考えております。

ご存知の通り、この高齢社会の中で2060年に向かっていきます。現在、例えば高齢化率が28%のものが、2060年になりますと40%強になります。すると、2人に1人が高齢者の時代になり、これは少子化と相まってきています。そんな中で、いま100歳の方が7万人。これが60年になると60万人。まさしく人生100年の時代になってきています。そこで厚労省では、先生方もご存知の通り、できるだけ高齢者が社会貢献できる社会を作ろうということで様々な施策が生まれてきております。この施策の中で、フレイルの予防というものが大事になります。要は、だんだんと加齢により心身が老い衰えた状態になります。そこで、要介護・要支援にならないようにするためにフレイルの予防をすると生活機能の維持向上が可能な状態に戻るということで、だいぶそのような方向にシフトしてきております。それに伴った形で6月25日に閣議決定された骨太の方針の中に、私たち歯科に関する言葉も非常に多く出ており、生涯を通じた歯科保健の充実や、フレイルの予防のために歯科医師、歯科衛生士が口腔機能の管理等をすることは非常に大切であるという様な文言が2017年、18年、19年と徐々に増えてきている現状です。そのような中で私たちがこれから取り組むべき仕事は非常に多くなってきていると考えております。私たちの国保組合で考えていきますと、全世代型の社会保障の構築が非常に重要で、インセンティブ事業の見直し、そして特に保険者努力支援、たとえばがん検診、そして歯科検診、これらをメリハリつけて重点的な点数配分を進めていこうというのが出ております。組合員の健康を守るため、このがん検診もしっかりと実施していかなければいけません。もしかすると組合員の歯科検診も行っていく必要が出てくるかもしれないという事です。このような今後の日本の方向性を見据えた形での組合運営を、ぜひ次期執行部の中でも取り組んで頂きたいと申し送り事項でお伝えしていきたいと考えております。

前回もお話しましたが、オンライン資格確認の問題があります。これは健康保険法の一部改正が先日の国会で通りました。令和2年の4月1日からオンライン資格確認のための準備がスタート致します。オンライン資格確認を導入するとは、要するにマイナンバーを使用しての資格確認の事ですが、その関係文書を見ていくと資格確認以外には使用しないとしっかり明記されております。しかし、やはりプライバシーの観点でまだまだ非常に不安があります。従って全国歯としては、しっかりと情報を収集、精査し、準備を滞りなく進めていきたいと考えております。

いずれにしても、また新しい執行部が出来上がり、また2年様々な厳しい状況の中での運営を強いていく形になろうかと思いますが、是非先生方のお力を新しい執行部に注いで頂きたいと思っております。本当に2年間ありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。本日はよろしくお願い致します。

議事

第1号議案 平成30年度事業報告(案)について議決を求める件

齊藤専務理事

I 概況

実質的に平成最後の年である平成30年度、平成の改元直後にバブル景気の頂点を迎え、さらにそれが崩壊する。その後、失われた20年という長い停滞期を迎え、国保組合も被保険者の減少の一途をたどるといった時代となった。

平成の時代は、高齢者福祉の充実がある一方で、その財源を得るために保険者等に負担が増えた。平成元年度には、消費税を財源とした、高齢者保健福祉推進10カ年戦略ゴールドプランが示された。そして、ゴールドプランを基盤として平成12年度から介護保険制度が施行され、被保険者の保険料や保険者の徴収業務などの負担が増えることとなった。

医療保険制度においても、増大する医療費に加えて、平成20年度からスタートした後期高齢者医療制度、その後、後期高齢者医療制度に対する支援金をはじめ他制度に対する拠出金が増えた。

また、国庫補助金が加入者の所得水準に応じて、補助率が削減されるなど、国保組合を取り巻く状況は厳しさを増した時代だった。

平成30年4月より『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律』(平成27年改正)に基づき、国民健康保険制度の財政運営が都道府県単位化された。

この法律により、都道府県内で保険料負担を公平に支え合うために、都道府県が市町村ごとの医療費水準に応じた国保事業費納付金(保険料負担)の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払うことにより、市町村の財政は大きく安定することになった。

サービスの拡充と保険者機能の強化についても、都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針として国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化が出来るようになった。この広域化により、同一都道府県内で他の市町村に引っ越しをした場合でも、引っ越し前と同一世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されるようになった。

今後、市町村・組合は、より積極的に被保険者の疾病予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行うことになった。



齊藤専務理事

II. 事業運営報告

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律により、平成28年度から、定率補助が5年間をかけて段階的に引き下げられている3年目の年。当組合の平成30年度の療養給付費に対する補助率は一般30.8%、後期高齢者支援金・介護納付金に対する補助率は、組合特定16.2%となった。激変緩和措置により、①組合特定被保険者の割合が30%未満の組合に補助削減額の1/4に相当する額の補助金については、平成29年度から対象外となった。②支出に占める前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の割合が多い組合(30%以上)に対して補助削減額の1/4に相当する額のみ補助された。

平成30年度は、所得調査(市町村民税の課税標準額の調査)の年度であり、令和2年から3年間の組合の国庫補助率を決定するための調査を実施した。調査方法については、ほとんどの組合が、情報連携で調査対象の被保険者の所得調査を行ったが、当組合は個人情報観点からも、前回と同様に調査対象となった被保険者の所得調査に同意された被保険者に対して調査を行った。情報連携を使用した場合、容易に被保険者の所得調査を行なえるが、調査対象者の同意を得ず、被保険者(世帯全員)に対する所得調査を行なうことは

出来ない、理事会で決定し、前回と同様の調査方法で行なった。所得調査にご協力頂いた被保険者の皆様に感謝をしたい。

保険給付については、出産手当金の支給を開始した。対象者は、組合員である被保険者が出産したときに産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった期間に、1日1,500円を支給する。ただし、支給期間は、90日を限度とした。

保健事業については、がん検診事業を実施した。対象者は、1種組合員(後期高齢者を除く)、2種組合員、3種組合員及び組合員に属する世帯員のうち、がん検診受診日において40歳以上である者とする。ただし、胃がん健診(胃内視鏡検査)にあつては、50歳以上、子宮頸がん検診にあつては、満20歳以上とした。

創立40周年記念式典・祝賀会の開催及び記念誌『四十年史』の発刊を行った。

事務局職員の給与等の適正について、理事長の諮問に対して、報酬・給与等審議会を開催した。

当組合は、平成30年4月に創立40周年を迎え、これからも、保険者機能強化を発揮した保健事業の確立に努めるとともに、医療費適正化、被保険者の健康増進に積極的に取り組んで、新しい令和の時代においても、適切な組合運営に向けて最善の努力をして参りたい。

以下、平成30年度の事業計画に沿って報告する。

II 事業の実施状況

1. 被保険者・後期高齢者組合員の状況

(1) 種別被保険者数(平均)

	種別	平成30年度	平成29年度	伸び率
組合員	1種	11,364	11,402	▲0.33
	2種	1,372	1,337	2.62
	3種	26,532	26,367	0.63
	計	39,268	39,107	0.41
家族	1種	20,236	20,845	▲2.92
	2種	1,125	1,065	5.63
	3種	3,986	3,991	▲0.13
	計	25,347	25,901	▲2.14
合計	1種	31,600	32,247	▲2.01
	2種	2,497	2,402	3.96
	3種	30,518	30,358	0.53
	計	64,615	65,007	▲0.60

【再掲】

前期高齢者・未就学児・介護保険第2号被保険者・組合特定被保険者(平均)

	種別	前期高齢者	未就学児	介護第2号	組合特定※
組合員	1種	2,772	-	7,883	847
	2種	32	-	487	993
	3種	322	-	10,108	14,321
	計	3,126	-	18,478	16,161
家族	1種	1,774	1,455	6,784	1,836
	2種	21	403	133	770
	3種	343	453	677	2,264
	計	2,138	2,312	7,594	4,870
合計	1種	4,546	1,455	14,667	2,684
	2種	52	403	621	1,763
	3種	665	453	10,785	16,585
	計	5,263	2,312	26,073	21,031

※1種組合員、2種組合員で組合特定被保険者とは、主に医療法人事業所従事者。

(2) 後期高齢者組合員数 (平均)

平成 30 年度	平成 29 年度	伸び率
950	942	0.85

2. 保険料収納の状況

種 別	平成 30 年度			平成 29 年度			収納額の 伸び率	
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率		
基 礎 賦課額	均等割	6,271,475,000	6,267,568,800	99.94	6,283,807,000	6,282,694,200	99.98	▲ 0.24
	所得割	2,605,476,055	2,604,026,637	99.94	2,571,236,758	2,570,749,923	99.98	1.29
後期高齢者支援金等賦課額		2,603,701,500	2,601,998,100	99.93	2,614,686,900	2,614,193,900	99.98	▲ 0.47
介護納付金賦課額		1,220,424,400	1,219,379,200	99.91	1,215,472,600	1,215,137,200	99.97	0.35
後期高齢者賦課額		56,695,000	56,660,000	99.94	56,065,000	56,055,000	99.98	1.08
合 計		12,757,771,955	12,749,632,737	99.94	12,741,268,258	12,738,830,223	99.98	0.08

(注 1) 滞納繰越金を含まず。

(注 2) 平成 30 年度保険料免除額 3 種女性組合員の一人親の世帯に属する被保険者で義務教育終了までの者 (基礎賦課額 15,720,000 円、後期高齢者支援金等賦課額 33,918,400 円、合計 49,638,4000 円)

3. 国庫支出金の交付状況

項 目	平成 30 年度	平成 29 年度	伸び率
事務費負担金	55,873,348	42,645,762	31.02
療養給付費補助金	3,537,829,228	3,327,930,282	6.31
後期高齢者支援金補助金	1,286,092,051	1,235,947,795	4.06
介護納付金補助金	597,022,847	624,052,822	▲ 4.33
出産育児一時金等補助金	102,950,000	87,085,000	18.22
高額医療費共同事業補助金	18,299,000	16,106,000	13.62
特別調整補助金	97,725,000	111,692,000	▲ 12.50
特定健康診査等補助金	3,933,000	4,067,000	▲ 3.29
災害臨時特例補助金	1,801,000	1,901,000	▲ 5.26
合 計	5,701,525,474	5,451,427,661	4.59

(注 1) 記載の無い国庫支出金項目については、平成 30 年度及び平成 29 年度共に交付金無し。

4. 保険給付の状況

(1) 給付割合

種 別	給付割合
①組合員	7 割給付
②家族	7 割給付
③義務教育就学前の者	8 割給付
④前期高齢者 (70 ～ 74 歳)	
・ 現役並み所得者	7 割給付
・ 一般所得者で平成 26 年 4 月 1 日以前に 70 ～ 74 歳となっている者	9 割給付
・ 一般所得者で平成 26 年 4 月 2 日以降に 70 歳となる者	8 割給付

(2) 療養給付費の給付状況

診療月	平成 30 年度	平成 29 年度	伸び率
4 月	592,714,061	570,076,132	3.97
5 月	582,623,658	577,803,781	0.83
6 月	580,841,539	606,597,162	▲ 4.25
7 月	591,203,815	575,458,600	2.74
8 月	610,994,991	584,132,653	4.60
9 月	547,162,861	572,431,390	▲ 4.41
10 月	614,626,723	604,696,399	1.64
11 月	614,531,253	606,818,270	1.27
12 月	616,549,714	598,407,561	3.03
1 月	611,850,279	563,108,445	8.66
2 月	577,884,014	578,696,064	▲ 0.14
3 月	671,291,215	675,475,895	▲ 0.62
合計	7,212,274,123	7,113,702,352	1.39
年間月平均	601,022,844	592,808,529	1.39

(3) 総医療費の状況

診療月	平成 30 年度	平成 29 年度	伸び率
4 月	840,736,102	807,855,703	4.07
5 月	826,490,538	817,713,972	1.07
6 月	824,493,323	860,678,372	▲ 4.20
7 月	837,242,439	814,554,230	2.79
8 月	865,642,780	829,222,459	4.39
9 月	774,917,570	808,829,506	▲ 4.19
10 月	869,983,058	856,223,172	1.61
11 月	870,727,054	859,276,060	1.33
12 月	870,590,223	848,559,798	2.60
1 月	866,335,826	799,952,261	8.30
2 月	818,966,093	819,178,377	▲ 0.03
3 月	950,794,792	957,168,753	▲ 0.67
合計	10,216,919,798	10,079,212,663	1.37
年間月平均	851,409,983	839,934,389	1.37

(4) 入院時食事療養費・生活療養費差額の支給状況

① 入院時食事療養費差額の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

② 入院時生活療養費差額の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(5) 歯科給付の給付状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	給付額	件数	給付額	件数	給付額
36,008	298,074,906	35,038	299,515,740	2.77	▲ 0.48

(6) 高額療養費の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
6,398	660,772,930	6,160	649,405,957	3.86	1.75

(7) 高額医療・高額介護合算療養費の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(8) 出産育児一時金の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
938	397,053,781	861	363,382,866	8.94	9.27

(注) 直接支払の事務費を含む。

(9) 葬祭費の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
83	18,100,000	84	18,300,000	▲ 1.19	▲ 1.09

(10) 療養費の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
23,597	97,381,897	24,444	103,269,564	▲ 3.47	▲ 5.70

(11) 移送費の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
0	0	0	0	-	-

(12) 傷病手当金の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
1,637	56,195,000	1,512	55,740,000	8.27	0.82

(13) 出産手当金の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
385	43,633,500			-	-

5. 高額医療費共同事業の状況

項目		平成 30 年度	平成 29 年度	伸び率
収入	交付金	320,143,000	360,560,000	▲ 11.21
	国庫補助金	18,299,000	16,106,000	13.62
	収入合計	338,442,000	376,666,000	▲ 10.15
支出	拠出金	257,826,000	345,101,000	▲ 25.29
	支出合計	257,826,000	345,101,000	▲ 25.29
収支差額		80,616,000	31,565,000	155.40

6. 保健事業の状況

(1) 支部保健事業費の交付状況

定額交付分 【各支部一律 1,250,000 円】	被保険者割交付分 【被保険者 1 人当たり 1,000 円】		交付額合計
	被保険者数 (人)	交付額	
25,000,000	64,971	64,971,000	89,971,000

(2) 節目健診事業助成金の支給状況 (75 歳未満)

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,761	101,470,155	3,788	99,184,054	▲ 0.71	2.30

(3) インフルエンザ予防接種事業助成金の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
24,054	69,831,095	22,530	65,818,314	6.76	6.10

(4) がん検診事業助成金の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
3,134	14,126,332			-	-

(5) 特定健診・特定保健指導の実施状況

① 特定健診の実施状況

平成 30 年度				平成 29 年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
32,154	8,054	25.05	59,135,504	31,567	6,182	19.58	47,163,584

② 特定保健指導の実施状況

平成 30 年度				平成 29 年度			
該当者	受診者	実施率	支給額	該当者	受診者	実施率	支給額
1,022	26	2.54	147,282	830	12	1.45	56,396

(6) 資金貸付事業の状況

高額療養費資金貸付及び出産費資金貸付事業の貸付実績無し。

(7) 医療費通知の実施状況

年 6 回 (2 カ月間の診療分ごとに通知) 実施。

(8) 後期高齢者組合員保健事業の実施状況

① 傷病見舞金の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
200	19,368,000	181	20,032,000	10.50	▲ 3.31

② 死亡見舞金の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
58	17,400,000	62	18,600,000	▲ 6.45	▲ 6.45

③ 節目健診事業助成金の支給状況

平成 30 年度		平成 29 年度		伸び率	
件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
27	748,004	39	890,136	▲ 30.77	▲ 15.97

(9) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知の実施状況
年 2 回（平成 30 年 8 月、平成 31 年 2 月）実施。

(10) メンタルヘルスカウンセリング利用状況

電話 9 件 面接 7 件 WEB 2 件 平成 30 年度合計 18 件

7. レセプト点検事業の実施状況（平成 29 年度点検分）

(1) レセプト 2 次点検

委託料	効果額	差引額 (A)	国庫補助 (B)	(A) + (B)
6,156,000	5,329,880	▲ 826,120	6,156,000	5,329,880

※東京事務所で実施している高額レセプト点検分を含む

(2) 高額レセプト点検（平成 30 年度点検分）

委託料 300 万円 費用については、全額国庫補助対象
再審査申請件数 192 件 効果額 600,140 円

8. 広報活動の実施状況

(1) 組合報「全国歯報」を年 2 回発行

(2) ホームページ活用の実施

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度改革に伴い、業務量の増大及び内容の複雑化が一層進展している。そうした中、安定した魅力ある国保組合を目指すには役員、職員が信頼し協力しあって業務を推進していかなければならない。そのためにも各種研修会等に積極的に参加し情報収集に努めるとともに、役職員、職員間での情報伝達に努め、より良い事業運営を目指した。

Ⅳ 事務研修会の開催

1. 支部事務所職員対象の研修会
 - (1) 日時 平成30年7月20日(金) 13時～17時
 - (2) 場所 ハートンホテル京都
 - (3) 研修内容
 - ①平成29年度決算について
 - ②保健事業について
 - ③平成31年度事務手続きについて
 - ④その他給付・第三者求償事務について
 - ⑤所得調査について
 - ⑥創立40周年記念行事について
 - ⑦意見交換・連絡事項
2. 東京事務所職員対象の研修会
 - (1) 日時 平成30年8月22日(水) 10時
 - (2) 場所 東京事務所 地階
 - (3) 研修・意見交換・確認内容
 - ①出産手当金の現状報告について
 - ②平成31年度検討事項について

V 諸会議の開催

1. 組合会

会議名	開催日	開催場所
第83回通常組合会	平成30年7月21日(土)	ウエスティン都ホテル京都
第84回通常組合会	平成31年3月31日(日)	フクラシア東京ステーション

2. 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成30年6月27日(水)	フクラシア東京ステーション
第2回理事会	平成30年11月14日(水)	フクラシア東京ステーション
第3回理事会	平成31年3月6日(水)	フクラシア東京ステーション

3. 常務会

会議名	開催日	開催場所
第1回常務会	平成30年5月23日(水)	東京事務所
第2回常務会	平成30年7月21日(土)	ウエスティン都ホテル京都
第3回常務会	平成30年11月14日(水)	フクラシア東京ステーション
第4回常務会	平成31年2月19日(火)	東京事務所
臨時常務会	平成31年2月27日(水)	アルカディア市ヶ谷

4. 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成30年6月20日(水)	東京事務所
第2回監事会	平成31年2月26日(火)	東京事務所

5. 打合会

会議名	開催日	開催場所
第1回議長団打合会	平成30年7月21日(土)	ウエスティン都ホテル京都
第2回議長団打合会	平成31年3月31日(日)	フクラシア東京ステーション

6. 事務研修会

会議名	開催日	開催場所
平成30年度職員事務研修会	平成30年7月20日(金)	ハートンホテル京都

7. コンプライアンスに関する研修会

会議名	開催日	開催場所
コンプライアンス研修会	平成30年7月21日(土)	ウエスティン都ホテル京都

8. 報酬・給与等審議会

会議名	開催日	開催場所
第1回報酬・給与等審議会	平成 31 年 2 月 13 日 (水)	東京事務所

9. 40周年記念誌編集委員会

会議名	開催日	開催場所
第4回40周年記念誌編集委員会	平成 30 年 7 月 3 日 (火)	東京事務所
第5回40周年記念誌編集委員会	平成 30 年 9 月 12 日 (水)	東京事務所
第6回40周年記念誌編集委員会	平成 30 年 11 月 1 日 (木)	東京事務所

VI. 関係団体の会議開催状況

1. 栃木県庁関係

会議名	開催日	開催場所
国保主管課長(事務局長)会議	平成 30 年 4 月 24 日 (火)	栃木県国保連合会
健康スコアリングレポートとデータヘルス・ポータルサイト活用説明会	平成 30 年 11 月 7 日 (水)	東京ビックサイト 国際会議場
栃木県医療費適正化研修会	平成 31 年 1 月 30 日 (水)	地方職員共済組合栃木県職員会館

2. 栃木県国保連合会関係

会議名	開催日	開催場所
第三者行為損害賠償事務担当職員研修会	平成 30 年 5 月 31 日 (木)	栃木県国保連合会
保健事業支援・評価委員会	平成 30 年 8 月 9 日 (木)	栃木県国保連合会
あはき療養費に関する受領委任の取扱いについての保険者説明会	平成 30 年 8 月 23 日 (木)	栃木県国保連合会
保健事業専門研修	平成 30 年 8 月 29 日 (水)	栃木県国保連合会
高額療養費(外来年間合算)等担当者説明会	平成 30 年 9 月 27 日 (木)	栃木県国保連合会
柔道整復療養費適正化研修会	平成 30 年 10 月 31 日 (水)	栃木県国保連合会
保健事業支援・評価委員会	平成 30 年 12 月 5 日 (水)	栃木県国保連合会
糖尿病重症化予防プログラム研修会	平成 31 年 1 月 30 日 (水)	地方職員共済組合栃木県職員会館
保健事業専門研修	平成 31 年 2 月 28 日 (木)	栃木県国保連合会

3. 全協関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催場所
第71回通常総会	平成 30 年 6 月 14 日 (木)	東京ベイ舞浜ホテルクラブリゾート
第72回通常総会	平成 31 年 3 月 15 日 (金)	明治記念館

(2) 関東甲信越支部関係

会議名	開催日	開催場所
関東甲信越支部総会	平成 30 年 5 月 25 日 (金)	横浜ベイホテル東急
関東甲信越支部事務(局)長研修会	平成 30 年 11 月 2 日 (金)	厚生会館

(3) 研修会

会議名	開催日	開催場所
所得調査の実施等に係る説明会	平成 30 年 5 月 17 日 (木)	アルカディア市ヶ谷
高額医療費共同事業検討 WT	平成 30 年 5 月 31 日 (木)	TKP 品川カンファレンスセンター
高額医療費共同事業検討 WT	平成 30 年 7 月 5 日 (木)	TKP 品川カンファレンスセンター
職員研修会	平成 30 年 7 月 11 日 (水)	全国町村会館
高額医療費共同事業検討 WT	平成 30 年 7 月 23 日 (月)	TKP 品川カンファレンスセンター
第1回制度研究検討委員会	平成 30 年 8 月 27 日 (月)	TKP 品川カンファレンスセンター
第1回理事長・役員研修会	平成 30 年 9 月 20 日 (木)	アルカディア市ヶ谷
第1回事務(局)長研修会	平成 30 年 10 月 23 日 (火)	TKP 田町カンファレンスセンター
保健事業推進担当者研修会	平成 30 年 11 月 2 日 (金)	全国町村会館
第2回事務(局)長研修会	平成 31 年 1 月 11 日 (金)	全国町村会館
第2回理事長・役員研修会	平成 31 年 2 月 6 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

4. 全歯連関係

(1) 総会

会議名	開催日	開催場所
第1回通常総会	平成 30 年 10 月 27 日 (土)	ホテル辰巳屋
第2回通常総会	平成 31 年 2 月 27 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

(2) 理事会

会議名	開催日	開催場所
第1回理事会	平成 30 年 5 月 22 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第2回理事会	平成 30 年 10 月 27 日 (土)	ホテル辰巳屋
第3回理事会	平成 31 年 2 月 5 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第4回理事会	平成 31 年 2 月 27 日 (水)	アルカディア市ヶ谷

(3) 監事会

会議名	開催日	開催場所
第1回監事会	平成 30 年 5 月 22 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

(4) 委員会

会議名	開催日	開催場所
第1回調査委員会	平成 30 年 5 月 22 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第2回調査委員会	平成 30 年 6 月 19 日 (火)	アルカディア市ヶ谷
第3回調査委員会	平成 30 年 9 月 18 日 (火)	アルカディア市ヶ谷

5. その他

会議名	開催日	開催場所
東海信越地区歯科医師会・国保組合・ 全国歯科医師国保組合事務長会	平成 30 年 6 月 15 日 (金)	ホテルサンルート長野
東海信越地区歯科医師国民健康保険組合 役員連絡協議会	平成 30 年 10 月 6 日 (土)	ホテルセンチュリー静岡

第2号議案 平成30年度歳入歳出決算について 議決を求める件 鈴木副理事長

鈴木副理事長より平成29年度歳入歳出決算についての説明後、採決に入り全員挙手により可決承認された。



歳入

・平成30年度の決算収支

(単位：円)

	歳入合計	歳出合計	残高
平成30年度	21,304,086,752	18,034,984,350	3,269,102,402
平成29年度	20,767,372,452	18,261,819,109	2,505,553,343

29年度よりも763,549,059円の差引残高が増えている。

●単年度決算収支

・歳入(収入合計から繰越金、繰入金を引いた額) 18,798,533,409円。
歳出合計 18,034,984,350円。単年度差引残高は763,549,059円。

●国民健康保険料

・国民健康保険料として集めるものは大きく次の4つに分けられる。

- ① 医療給付費
- ② 後期高齢者支援金
- ③ 介護納付金
- ④ 後期高齢者組合員

・国民健康保険料全体としては12,752,819,172円。医療給付費分として8,873,671,872円。

但し、このうち1,804,115,840円は前期高齢者納付金。療養給付費等としての使用不可。

後期高齢者支援金2,602,633,000円+介護納付金1,219,829,300円。療養給付費等としての使用不可。

そのため、給付や組合運営に使用できる額としては、7,126,241,032円である。

(単位：円)

	平成30年度	平成29年度	差額
①医療給付費	8,873,671,872	8,861,067,517	+ 12,604,355
所得割賦課額	2,604,645,672	2,572,965,717	+ 31,679,955
均等割賦課額	6,269,026,200	6,288,101,800	- 19,075,600
①後期高齢者支援金	2,602,633,000	2,616,438,200	- 13,805,200
②介護納付金	1,219,829,300	1,216,498,400	+ 3,330,900
③後期高齢者組合員	56,685,000	55,855,000	+ 830,000

① 医療給付費分

・(所得割賦課額)：前年度に比べ増えた理由としては、歯科業界の所得が上がったというわけではなく、賦課方式を変更したためではないかと考えられる。

平成30年度より医療法人の所得割賦課額が上限賦課額になった。それまでは、前年の保険診療報酬合算額に1,000分の6.5を乗じた額を所得割賦課額として納付していた方が、平成30年度の一部改正によりそれまで納付していた額よりも多い上限賦課額32,500円(月額)を納付することとなった医療機関が増えた事が増の理由ではないか、と考えられる。

法人は4月算定時、すべて上限者として登録する。但し、前年の医業収入が60,000千円に満たない場合は6月までに変更申請を行う事ができ、1,000分の6.5や下限者になりえる。このため上限賦課額医療機関が増え、その代わりに1,000分の6.5の医療機関が減ることになった。

・(均等割賦課額)：前年度よりも減った理由としては、全体的に被保険者数が減少したため。

② 後期高齢者支援金：0～74歳の組合員数により納入。平成30年度据え置き。

③ 介護納付金：40～64歳までの組合員から徴収。増の理由としては、納入対象年代の被保険者数が増えているため。

④ 後期高齢者組合員賦課額：75歳以上の1種組合員で全国歯に在籍されている方から月額5,000円を徴収。平成21年より据え置き。

●国庫支出金

・国庫支出金は国庫負担金と国庫補助金に分かれる。

・国庫支出金としては5,701,525,474円。

【国庫負担金】

・事務負担金：平成 30 年度は 55,873,348 円。平成 29 年度は 42,645,762 円。

【国庫補助金】

・療養費支給として支出できるのは療養給付費補助金 3,537,829,228 円から前期高齢者納付金分の 761,606,406 円を引いた 2,776,222,822 円。

・療養費支給として支給できるのは全体として 3,056,804,170 円。

(出産一時金等補助金 121,249,000 円+特別調整補助金 97,725,000 円+その他 5,734,000 円)

保険給付費として支出できる額 (単位：円)

療養給付費補助金（前期高齢者納付金分除く）	2,776,222,822
出産一時金等補助金	121,249,000
特別調整補助金	97,725,000
その他	5,734,000
合計	3,056,804,170

●歳入まとめ

・保険給付等に使用できる総額は 13,032,787,308 円。

(国民健康保険料と国庫支出金から保険給付費等に使用できるのは総額 10,183,045,202 円。さらに使用料及び手数料の 35,400 円、共同事業交付金の 320,143,000 円、財産収入の 18,899,460 円、繰越金の 2,505,553,343 円、諸収入 5,110,903 円を合わせた額。)

(単位：円)

国民健康保険料+国庫支出金	10,183,045,202
使用料及び手数料	35,400
共同事業交付金	320,143,000
財産収入	18,899,460
繰越金	2,505,553,343
諸収入	5,110,903
合計	13,032,787,308

歳出

・歳出は総務費と保険給付費という 2 つの大きなカテゴリーに分ける事ができる。

総務費とは、役員会費、一般管理費(給与、備品購入等)、連合会負担費、組合協議会負担金、社会保障等システムにかかる費用。

保険給付費とは、療養諸費(療養給付費、療養費、審査手数料)高額療養費、移送費、出産育児諸費、葬祭費、傷病手当金、出産手当金。

・総務費全体としては、576,715,375 円。平成 29 年度は 632,650,537 円で 55,935,162 円の減。理由としては、社会保障システムのコストが 31,749,488 円減ったことが大きい

・保険給付費は全体で、8,550,905,438 円。

平成 30 年度の対前年度比は 185,050,011 円増の 2.21% 増、平成 29 年度の対前年度比は 283,356,532 円増の 3.51% 増、平成 28 年度の対前年度比は 91,263,994 円増の 1.14% 増。以上のデータから、予算編成上は約 3% 増であろうと見込んでいる。

- ・療養給付費は療養諸費の約98%を占めているため一番影響が大きい。今年度の療養諸費は7,374,958,287円。例年増加傾向にある。
- ・高額療養費：平成30年度660,772,930円。前年度に比べると、11,366,873円の増で、これは毎年のように増加している。今日の医療の状態からすれば当然の事態で、今後も伸び続けていくことが予想される。
- ・移送費：平成30年度も前年度も0円であった。
- ・出産育児諸費：平成30年度は397,245,721円。前年度よりも33,862,855円の増。
- ・葬祭費：平成30年度は18,100,000円。前年度よりも200,000円の減。
- ・傷病手当金：平成30年度は56,195,000円。前年度よりも455,000円の増。
- ・出産手当金（新設）：平成30年度は43,633,500円。

- 後期高齢者支援金：平成30年度は3,612,490,861円。前年度よりも86,711,795円の増。
保険料として集めた2,602,633,000円と国庫補助金1,286,092,051円を合わせた3,888,725,051円から支出した。残り276,234,190円。この残額は保険給付等に使用する事が可能。
- 前期高齢者納付金：全国歯が平成30年度納付しなければならない額が2,565,722,246円。前年度よりも15,723,694円の増。補助金が761,606,406円。不足分の1,804,115,840円は保険料で賄った。被保険者1人当たり年額約28,000円を保険料で負担している。
- 介護納付金：平成30年度1,680,244,363円。前年度よりも41,471,606円の減。
保険料1,219,829,300と補助金597,022,847円を合わせた1,816,852,147円から納付。残額は136,607,784円。残額は保険給付等に支出可能。
- 後期高齢者支援金、介護納付金の剰余金が合わせて412,841,974円。これは保険給付等に使用できる。
- ・平成30年度歳出に支出できる額は、国民健康保険料、国庫支出金、共同事業交付金、財産収入、繰越金、諸収入を合わせた13,032,787,308円と後期高齢者支援金と介護納付金の剰余金412,841,974円を合わせた13,445,629,282円である。
- 共同事業拠出金：平成30年度は257,826,000円。前年度よりも107,543,000円の減。
- 保健事業費：平成30年度は396,761,704円。前年度よりも55,339,166円の増。
- 積立金：平成30年度は38,133,000円。前年度よりも503,430,000円の減。
- 諸支出金：償還金として前年に支給された療養給付費補助金、事務費負担金、災害臨時特例補助金、特調補助金から平成30年度に返還した額が342,162,511円であった。前年度よりも139,849,838円の増。
- ・3月追加分が1,247,057,547円あるため、実際に国から受け取る額は904,895,036円。
- 予備費：395,732,499円（保険給付費53,570,988円と償還金342,162,511円）は予備費より充当した。

- ・平成30年度歳出決算割額は18,034,984,350円。
- ・保険給付費等支出できる額13,445,629,282円－平成30年度の歳出合計（組合会費、総務費、共同事業拠出金、保健事業費、積立金、諸支出金）1,625,621,442円＝11,820,007,840円が残る。
- ・残額11,820,007,840円－保険給付費8,550,905,438円＝3,269,102,402円が残る。
単年度差引残高は763,549,059円。
- ・平成30年度決算国庫支出金の決算歳出額に対する補助率は31.61%であった。
（3月追加分1,247,057,547円を除いた場合の補助率は24.70%である）。
- ・歳出については、ずっと右肩上がりにいくのではないかと思いきや、そうではなく上がったりがったりを繰り返しており、この4年間で歳出自体は減少している。

平成 30 年度 全国歯科医師国民健康保険組合歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と収入済 額との比較
1. 国民健康保 険料		12,773,027,000	12,771,893,126	12,752,819,172	0	19,073,954	▲ 20,207,828
	1. 国民健康保険料	12,773,027,000	12,771,893,126	12,752,819,172	0	19,073,954	▲ 20,207,828
2. 使用料及び 手数料		1,000	35,400	35,400	0	0	34,400
	1. 手数料	1,000	35,400	35,400	0	0	34,400
3. 国庫支出金		4,098,497,000	5,701,525,474	5,701,525,474	0	0	1,603,028,474
	1. 国庫負担金	40,056,000	55,873,348	55,873,348	0	0	15,817,348
	2. 国庫補助金	4,058,441,000	5,645,652,126	5,645,652,126	0	0	1,587,211,126
4. 前期高齢者 交付金		2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
	1. 前期高齢者交付金	2,000	0	0	0	0	▲ 2,000
5. 共同事業交 付金		227,394,000	320,143,000	320,143,000	0	0	92,749,000
	1. 共同事業交付金	227,394,000	320,143,000	320,143,000	0	0	92,749,000
6. 財産収入		18,792,000	18,899,460	18,899,460	0	0	107,460
	1. 財産運用収入	18,792,000	18,899,460	18,899,460	0	0	107,460
7. 繰入金		7,000	0	0	0	0	▲ 7,000
	1. 特別積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	2. 給付費等支払準備 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	3. 別途積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	4. 事務所維持・拡充 積立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	5. 役員退職慰労金積 立金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	6. 職員退職手当積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
	7. 国保事業安定積立 金繰入金	1,000	0	0	0	0	▲ 1,000
8. 繰越金		2,000,000,000	2,505,553,343	2,505,553,343	0	0	505,553,343
	1. 繰越金	2,000,000,000	2,505,553,343	2,505,553,343	0	0	505,553,343
9. 諸収入		38,000	5,110,903	5,110,903	0	0	5,072,903
	1. 延滞金及び過料	1,000	525,500	525,500	0	0	524,500
	2. 立替収入	1,000	348,112	348,112	0	0	347,112
	3. 預金利子	28,000	28,241	28,241	0	0	241
	4. 雑入	8,000	4,209,050	4,209,050	0	0	4,201,050
歳 入 合 計		19,117,758,000	21,323,160,706	21,304,086,752	0	19,073,954	2,186,328,752

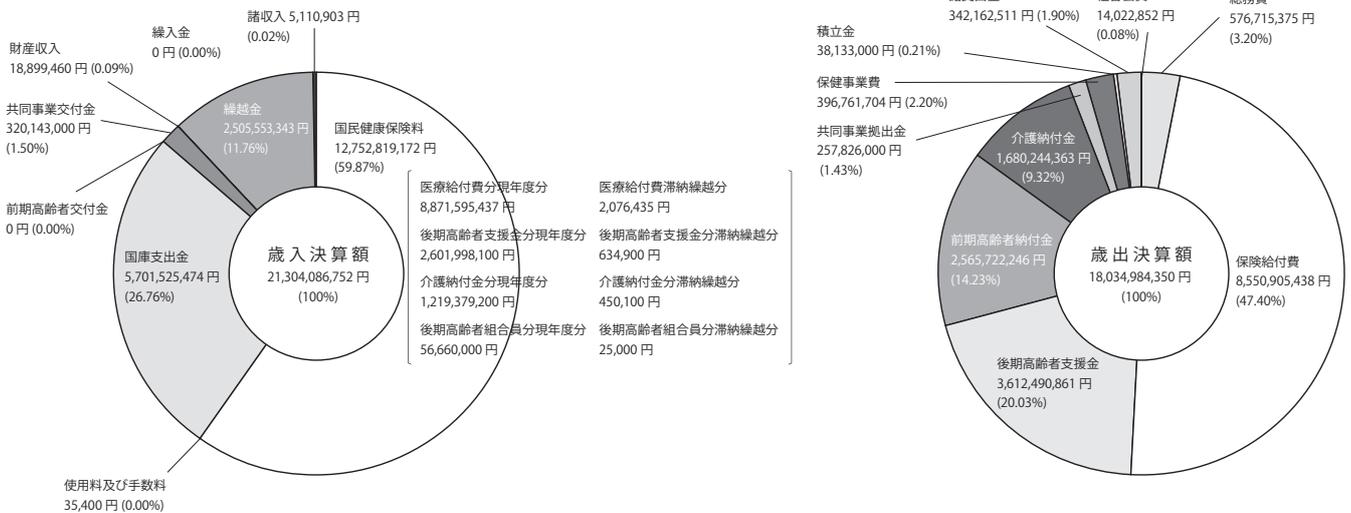
歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	予算現額と 支出済額との比較
1. 組合会費		17,891,000	14,022,852	0	3,868,148
	1. 組合会費	17,891,000	14,022,852	0	3,868,148
2. 総務費		656,522,000	576,715,375	0	79,806,625
	1. 総務管理費	656,521,000	576,715,375	0	79,805,625
	2. 徴収費	1,000	0	0	1,000
3. 保険給付費		8,756,886,988	8,550,905,438	0	205,981,550
	1. 療養諸費	7,496,002,267	7,374,958,287	0	121,043,980
	2. 高額療養費	700,076,000	660,772,930	0	39,303,070
	3. 移送費	1,000,000	0	0	1,000,000
	4. 出産育児諸費	397,245,721	397,245,721	0	0
	5. 葬祭費	19,680,000	18,100,000	0	1,580,000
	6. 傷病手当金	64,853,000	56,195,000	0	8,658,000
	7. 出産手当金	78,030,000	43,633,500	0	34,396,500
4. 後期高齢者支援金等		3,617,897,000	3,612,490,861	0	5,406,139
	1. 後期高齢者支援金等	3,617,897,000	3,612,490,861	0	5,406,139
5. 前期高齢者納付金等		2,597,645,000	2,565,722,246	0	31,922,754
	1. 前期高齢者納付金等	2,597,645,000	2,565,722,246	0	31,922,754
6. 老人保健拠出金		0	0	0	0
	1. 老人保健拠出金	0	0	0	0
7. 介護納付金		1,681,579,000	1,680,244,363	0	1,334,637
	1. 介護納付金	1,681,579,000	1,680,244,363	0	1,334,637
8. 共同事業拠出金		325,360,000	257,826,000	0	67,534,000
	1. 共同事業拠出金	325,358,000	257,826,000	0	67,532,000
	2. 共同事業負担金	2,000	0	0	2,000
9. 保健事業費		660,620,000	396,761,704	0	263,858,296
	1. 特定健康診査等事業費	72,516,000	66,198,991	0	6,317,009
	2. 保健事業費	588,104,000	330,562,713	0	257,541,287
10. 積立金		38,137,000	38,133,000	0	4,000
	1. 積立金	38,137,000	38,133,000	0	4,000
11. 諸支出金		342,162,511	342,162,511	0	0
	1. 償還金	342,162,511	342,162,511	0	0
12. 予備費		423,057,501	0	0	423,057,501
	1. 予備費	423,057,501	0	0	423,057,501
歳 出 合 計		19,117,758,000	18,034,984,350	0	1,082,773,650

歳入合計 21,304,086,752
 歳出合計 18,034,984,350
 差引残高 3,269,102,402

平成 30 年度 歳入・歳出決算に占める各款別構成割合



財産状況報告 (平成 30 年度末)

1. 積立金

科目	金額 (円)
① 特別積立金	1,903,090,000
② 給付費等支払準備金積立金	1,064,772,000
③ 別途積立金	125,000,000
④ 事務所維持・拡充積立金	236,325,000
⑤ 役員退職慰労金積立金	14,667,164
⑥ 職員退職手当積立金	233,565,808
⑦ 国保事業安定積立金	3,000,000,000
合計	6,577,419,972

(2) 備品目録 (支部事務所)

支部名	品目	数量
栃木県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
山梨県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
青森県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
岐阜県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
富山県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	ファクシミリ	1
滋賀県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
京都府	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	3
	カードプリンタ	1
岡山県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
山口県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
鳥根県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
鳥取県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
香川県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
徳島県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
高知県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	ファクシミリ	1
新潟県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	3
	カードプリンタ	1
岩手県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
石川県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
長野県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	2
	カードプリンタ	1
福井県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1
沖縄県	レーザープリンタ	1
	新基幹システム端末機	1
	カードプリンタ	1

2. 固定資産

科目	金額 (円)
土地建物 (東京事務所)	380,000,000

3. 什器備品

(1) 備品目録 (東京事務所)

品目	数量
ウォッシュレット	3
パソコン・ウイルス対策機器	1
新基幹システム用端末機	14
新基幹システム端末機 (データセンタ設置)	1
新基幹システムルータ機器 (データセンタ設置)	1
レーザープリンタ	3
パソコン	7
タブレット型情報端末	34
統合専用端末	1

第3号議案 平成30年度決算剰余金の処分について議決を求める件 鈴木副理事長

平成30年度歳入歳出決算

歳入合計 21,304,086,752 円

歳出合計 18,034,984,350 円

決算剰余金 3,269,102,402 円

上記剰余金を下記のとおり処分する。

令和元年度繰越金に繰り入れる額 3,269,102,402 円

監査報告 滝澤常務監事

滝澤常務監事より令和元年6月18日に東京事務所にて開催された監事会において、清永公認会計士により、歳入・歳出決算事項別明細書、預金残高含めて適正に処理されている旨の監査報告書について別紙のとおり報告された。

監事2名は関係の役員職の立ち合いの中で、規約第49条により、平成30年度の経理状況および財政の状況を監査し、各銀行残高証明書等を照合した結果、適正に処理されているものと認め、業務執行に関しては適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は認められなかった、と報告。監査報告意見書についても、別紙のとおり報告された。



滝澤常務監事

監査報告書

令和元年 6月18日

東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 **清永 亦一**

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業会計における歳入・歳出決算事項別明細書について監査いたしました。
この監査に当って、私は一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施しました。
監査の結果上記の明細書は組合の諸規程に従って上記期間の資金収支を適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

令和元年 6月18日

東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 **清永 亦一**

電話 (03) 3754 局 0041 番

私は貴組合の平成31年3月31日現在における諸積立金および事業会計の預金等の残高について監査しました。
監査の結果諸積立金および事業会計の預金等の残高は下記のとおりであることを報告いたします。

記

1. 特別積立金	金 1,903,090,000 円
2. 給付費等支払準備金積立金	金 1,064,772,000 円
3. 別途積立金	金 125,000,000 円
4. 事務所維持・拡充積立金	金 236,325,000 円
5. 役員退職慰労金積立金	金 14,067,164 円
6. 職員退職手当積立金	金 233,565,808 円
7. 国保事業安定積立金	金 3,000,000,000 円
8. 事業会計預金残高	金 3,640,042,756 円
合 計	金 10,117,462,728 円

監査報告書

令和元年 6月18日

東京都大田区池上6丁目18番2号

公認会計士 **滝澤 隆**

監事 **箱崎 守男**

本日、東京事務所会議室におきまして、私共監事2名は、関係役員職員との立会いを得まして、規約第49条により、平成30年度（平成30年4月1日より平成31年3月31日まで）の経理状況及び財産の状況等を監査し、各銀行預金残高証明書等の照合をいたしました結果、適正に処理されているものと認めました。
また、業務執行に関して適正に行われており、法令等に違反する重大な事実及び義務違反は、認められませんでした。

監査報告意見書

令和元年6月18日

東京都大田区池上6丁目18番2号

常務監事 **滝澤 隆**

監事 **箱崎 守男**

監査の概要
平成30年度開催の理事会及び通常組合会に全て出席し、各担当理事より事業報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、当該事業年度に係る事業が適正に執行されていることを確認しました。
また、私共監事は、令和元年6月18日（火）、東京事務所会議室において鈴木会計担当副理事長、青藤専務理事、並びに清水会計士の立ち会いのもとに、平成30年度の業務全般及び会計についての監査を行いました。

① 業務に関する意見

- 業務全般について規約に従い、適正に運営されたものと認めました。
- 組合員が出席したときに、産前0週間、産後8週間において業務に限らなかった期間、組合員の申請により出産手当金一日当たり1,500円(90日を限度とする)を支給する事業を始めたことについて評価しました。
- がん検診を行うことにより、がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制するためにがん検診費用の一部を補助する事業を始めたことについて評価しました。
- 医療費控除に対応するため、圧着ハガキからA4版の用紙に変更し、封書にて送付するものとしたことについて評価しました。

② 会計に関する意見

- 会計事業に対しても、健全な運営がされていると認めました。
- 積立金の運用で、無駄な支出を抑えるなど、組合の健全運営に心がけ、平成28年度から3年度間保険料を据え置いたことに対して評価しました。
- 創立40周年記念式典・祝賀会及び10年史の発行などにおいても無駄な支出を抑えて、予算よりも1,000万円弱、費料を抑えたことに対して評価しました。
- 各種積立金において法定積立額は、適切に取立てられていることを確認しました。
- 年3回の残高証明の照会では会計士の他に担当役員にも確認することを前回要望し、そのことが、実施されていることを確認いたしました。

③ コンプライアンスに関する意見

- 平成30年7月21日（金）ウエストイン都ホテル京都にて、コンプライアンス担当支部役員にコンプライアンス研修会を実施したことを評価しました。

第4号議案 積立金の処分について議決を求める件 齊藤専務理事

齊藤専務理事から、任期満了に伴う役員退職慰労金を支給するため、役員退職慰労金積立金の一部を処分することについて趣旨説明の後、可決承認された。

役員退職慰労金支給額 17,600,000 円

第5号議案 組合規約の一部改正(案) について議決を求める件 齊藤専務理事

① 組合規約第4条(地区)における地区拡張について、別表2の一部改正の趣旨説明の後、可決承認された。

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正 新旧条文比較対照表

(太字下線部分が改正部分)

改正(案)		現行	
別表 1 (規約第4条関係)	別表 1 (規約第4条関係)	別表 1 (規約第4条関係)	別表 1 (規約第4条関係)
栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県	栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県	栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県	栃木県 山梨県 岐阜県 富山県 滋賀県 京都府 鳥取県 島根県 山口県 岡山県 香川県 徳島県 高知県 青森県 新潟県 岩手県 石川県 長野県 福井県 沖縄県
別表 2 (規約第4条関係)	別表 2 (規約第4条関係)	別表 2 (規約第4条関係)	別表 2 (規約第4条関係)
宮城県 気仙沼市、登米市、栗原市	宮城県 気仙沼市、登米市、栗原市	宮城県 気仙沼市、登米市、栗原市	宮城県 気仙沼市、登米市、栗原市
秋田県 大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町	秋田県 大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町	秋田県 大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町	秋田県 大館市、湯沢市、横手市、仙北市、鹿角市、小坂町、 藤里町
山形県 鶴岡市、小国町	山形県 鶴岡市、小国町	山形県 鶴岡市、小国町	山形県 鶴岡市、小国町
福島県 郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県 郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県 郡山市、西郷村、白河市、泉崎村	福島県 郡山市、西郷村、白河市、泉崎村
茨城県 古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市、 八千代町	茨城県 古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市	茨城県 古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市	茨城県 古河市、石岡市、結城市、常陸大宮市、筑西市、 桜川市、境町、大子町、城里町、笠間市
群馬県 桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、 大泉町、邑楽町	群馬県 桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、 大泉町、邑楽町	群馬県 桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、 大泉町、邑楽町	群馬県 桐生市、太田市、館林市、板倉町、千代田町、 大泉町、邑楽町
埼玉県 さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 加須市、松伏町、春日部市、熊谷市、 川越市	埼玉県 さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 加須市、松伏町、春日部市、熊谷市	埼玉県 さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 加須市、松伏町、春日部市、熊谷市	埼玉県 さいたま市、幸手市、川口市、久喜市、蓮田市、 加須市、松伏町、春日部市、熊谷市
東京都 八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区、 港区	東京都 八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区	東京都 八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区	東京都 八王子市、瑞穂町、世田谷区、板橋区、文京区
神奈川県 相模原市	神奈川県 相模原市	神奈川県 相模原市	神奈川県 相模原市
静岡県 御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県 御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県 御殿場市、富士宮市、富士市、小山町	静岡県 御殿場市、富士宮市、富士市、小山町
愛知県 名古屋市の、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、 大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、 北名古屋市の、大口町、豊田市の、 岡崎市、あま市	愛知県 名古屋市の、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、 大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、 北名古屋市の、大口町、豊田市の	愛知県 名古屋市の、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、 大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、 北名古屋市の、大口町、豊田市の	愛知県 名古屋市の、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、扶桑町、津島市、 大府市、長久手市、愛西市、豊山町、清須市、 北名古屋市の、大口町、豊田市の
三重県 津市、いなべ市、桑名市、伊賀市、 川越町	三重県 津市、いなべ市、桑名市、伊賀市	三重県 津市、いなべ市、桑名市、伊賀市	三重県 津市、いなべ市、桑名市、伊賀市
大阪府 大阪市の、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 高槻市、寝屋川市の、守口市、門真市、島本町の、 交野市の、大東市の、堺市の、豊中市、摂津市の、東大阪市の、 八尾市の、豊能町の、能勢町	大阪府 大阪市の、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 高槻市、寝屋川市の、守口市、門真市、島本町の、 交野市の、大東市の、堺市の、豊中市、摂津市の、東大阪市の、 八尾市の、豊能町の、能勢町	大阪府 大阪市の、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 高槻市、寝屋川市の、守口市、門真市、島本町の、 交野市の、大東市の、堺市の、豊中市、摂津市の、東大阪市の、 八尾市の、豊能町の、能勢町	大阪府 大阪市の、枚方市、吹田市、箕面市、池田市、茨木市、 高槻市、寝屋川市の、守口市、門真市、島本町の、 交野市の、大東市の、堺市の、豊中市、摂津市の、東大阪市の、 八尾市の、豊能町の、能勢町
兵庫県 神戸市の、宝塚市の、豊岡市の、丹波市の、篠山市、尼崎市の、 伊丹市の、芦屋市の、西宮市の、たつの市の、姫路市の、 宍粟市の、三田市の、佐用町の、上郡町の、太子町の、 新温泉町の、南あわじ市の、川西市の、猪名川町の、明石市の	兵庫県 神戸市の、宝塚市の、豊岡市の、丹波市の、篠山市、尼崎市の、 伊丹市の、芦屋市の、西宮市の、たつの市の、姫路市の、 宍粟市の、三田市の、佐用町の、上郡町の、太子町の、 新温泉町の、南あわじ市の、川西市の、猪名川町の、明石市の	兵庫県 神戸市の、宝塚市の、豊岡市の、丹波市の、篠山市、尼崎市の、 伊丹市の、芦屋市の、西宮市の、たつの市の、姫路市の、 宍粟市の、三田市の、佐用町の、上郡町の、太子町の、 新温泉町の、南あわじ市の、川西市の、猪名川町の、明石市の	兵庫県 神戸市の、宝塚市の、豊岡市の、丹波市の、篠山市、尼崎市の、 伊丹市の、芦屋市の、西宮市の、たつの市の、姫路市の、 宍粟市の、三田市の、佐用町の、上郡町の、太子町の、 新温泉町の、南あわじ市の、川西市の、猪名川町の、明石市の
奈良県 奈良市の、生駒市の、斑鳩町の、田原本町の、天理市の	奈良県 奈良市の、生駒市の、斑鳩町の、田原本町の、天理市の	奈良県 奈良市の、生駒市の、斑鳩町の、田原本町の、天理市の	奈良県 奈良市の、生駒市の、斑鳩町の、田原本町の、天理市の
広島県 広島市の、福山市の、府中市の、尾道市の、三原市の、 東広島市の、庄原市の、神石高原町の、大竹市の、廿日市市の、 三次市の、北広島町の、安芸高田市の、安芸太田町の	広島県 広島市の、福山市の、府中市の、尾道市の、三原市の、 東広島市の、庄原市の、神石高原町の、大竹市の、廿日市市の、 三次市の、北広島町の、安芸高田市の、安芸太田町の	広島県 広島市の、福山市の、府中市の、尾道市の、三原市の、 東広島市の、庄原市の、神石高原町の、大竹市の、廿日市市の、 三次市の、北広島町の、安芸高田市の、安芸太田町の	広島県 広島市の、福山市の、府中市の、尾道市の、三原市の、 東広島市の、庄原市の、神石高原町の、大竹市の、廿日市市の、 三次市の、北広島町の、安芸高田市の、安芸太田町の
愛媛県 四国中央市の、鬼北町の	愛媛県 四国中央市の、鬼北町の	愛媛県 四国中央市の、鬼北町の	愛媛県 四国中央市の、鬼北町の
福岡県 北九州市の、行橋市の、 水巻町	福岡県 北九州市の、行橋市の	福岡県 北九州市の、行橋市の	福岡県 北九州市の、行橋市の
附則 1. この規約については認可の日から施行し、平成30年10月1 日から適用する。 (別表2 地区の追加 八千代町、川越市、港区、岡崎市、あま 市、川越町、水巻町)			

- ② 組合規約第7条（組合員の範囲及び種類）の2種組合員加入条件について、一部改正の趣旨説明の後、可決承認された。

全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改 正 (案)	現 行
<p>第2章 組合員</p> <p>(組合員の範囲及び種類)</p> <p>第7条 組合員は、歯科医業又は歯科業務に従事する者で第4条に定める地区内に住所を有する者（組合に勤務する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 1種組合員は、第4条別表1に定める府県歯科医師会の会員とする。</p> <p>二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設又は管理する診療所に雇用される歯科医師で、<u>第4条別表1に定める府県歯科医師会に未入会の者とする。</u></p> <p>三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設又は管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。</p> <p>ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員はこの限りでない。</p> <p>3. 組合員が、歯科医業又は歯科業務に従事する者であることの判定基準は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>1.この規約については認可から施行し、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p><u>（第7条第1項二号の条文に「第4条別表1に定める府県歯科医師会に未入会の者とする。」を追加）</u></p>	<p>第2章 組合員</p> <p>(組合員の範囲及び種類)</p> <p>第7条 組合員は、歯科医業又は歯科業務に従事する者で第4条に定める地区内に住所を有する者（組合に勤務する者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 1種組合員は、第4条別表1に定める府県歯科医師会の会員とする。</p> <p>二 2種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設又は管理する診療所に雇用される歯科医師とする。</p> <p>三 3種組合員は、1種組合員である歯科医師が開設又は管理する診療所に雇用される者及び組合に勤務する者とする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号、以下「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者は、組合員としない。</p> <p>ただし、第9条の3第1項の規定により届け出た1種組合員はこの限りでない。</p> <p>3. 組合員が、歯科医業又は歯科業務に従事する者であることの判定基準は別に定める。</p>

第6号議案 理事の承認を求める件 齊藤専務理事

齊藤専務理事より、役員任期満了に伴い、組合格約第40条第一号並びに選挙規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、支部選出理事20名について承認を求める趣旨説明の後、可決承認された。

支部選出理事名簿

支部名	氏名	支部名	氏名
栃木県	宮下均	鳥取県	渡部隆夫
山梨県	三塚憲二	香川県	山下喜世弘
青森県	嶋中繁樹	徳島県	森秀司
岐阜県	阿部義和	高知県	野村和男
富山県	山崎安仁	新潟県	五十嵐治
滋賀県	芦田欣一	岩手県	鈴木哲男
京都府	安岡良介	石川県	飯利邦洋
岡山県	鈴木聖次	長野県	春日司郎
山口県	小山茂幸	福井県	齊藤愛夫
島根県	内田朋良	沖縄県	高嶺明彦

次期より新たに理事となる先生のご紹介



飯利邦洋先生（石川県支部）



内田朋良先生（島根県支部）



渡部隆夫先生（鳥取県支部）



（指名理事）三森幹夫先生（山梨県支部）

役員選任理事会



支部選出理事の承認後、組合会を暫時中断し、別室にて新任理事による役員選任理事会を開催し、理事長の選任を行った。役員選任理事会では、議長に岩手県支部の鈴木副理事長を選出し、規約第41条第1項及び選挙規則第11条第1項、第2項、第3項の規定に基づき、協議方式による理事長選任に入り、次期理事長に山梨県支部選出の三塚憲二理事長を選任した。

第7号議案 理事長指名理事の承認を求める件 三塚新理事長

次期理事長に決定した三塚憲二新理事長から、組合会を一時中断し別室にて行われた役員選任理事会において、理事長指名理事に三森幹夫議員（山梨県支部）を指名し、規約第40条第二号並びに選挙規則第13条第1項、第2項の規定に基づき理事会の承認を得た旨の説明の後、規約第41条第二号の規定に基づき組合会の承認を願いたいとの説明の後、可決承認された。

第8号議案 監事選任の件 齊藤専務理事

**新監事には滝澤隆先生（長野県）、
右田信行先生（山口県）**

齊藤専務理事より、任期満了に伴う監事の選任について、規約第48条の規定により組合会で選任することになっており、また選挙規則第14条第2項の規定では、監事の選任に当たっては地区代表議員会で選任のうえ、組合会に諮り承認を得るものとなっている旨の説明があった。これを受けて井田副議長から、役員選任理事会開催の間にA、B、C地区から選出された地区代表議員2名の発表があり、地区代表議員会を開催するため組合会は暫時中断となった。

地区代表議員会

地区代表議員に選ばれたA地区の近藤磨史議員（青森県）、松崎正樹議員（新潟県）、B地区の井田治彦議員（滋賀県）、岸本敏郎議員（福井県）、C地区の秦野真治議員（鳥根県）、松岡利安議員（香川県）、に、オブザーバーの齊藤専務理事を加え、別室にて地区代表議員会が開催され、監事の選出について慎重に協議が行われた。

委員長に井田議員を選出し、規約第48条第1項及び第2項並びに選挙規則第8条第2項、第14条第1項、第2項の規定に基づき、監事の選出について協議した結果、監事には満場一致で滝澤隆先生（長野県）、右田信行先生（山口県）が選任された。



第9号議案 相談役の委嘱について 議決を求める件 齊藤専務理事

三塚新理事長より、規約第53条の規定に基づき、次期においても尾上相談役に引き続き相談役を委嘱する件についての説明後、採決に入り全員挙手により可決承認された。

第10号議案 顧問の委嘱について 議決を求める件 齊藤専務理事

組合同約第53条に基づき顧問の委嘱について三塚新理事長より顧問を委嘱しないため第10号議案は取り下げとなった。

報告事項

〔全国歯関係〕

1. 規約施行規則・規程の

一部改正等について 齊藤専務理事

第3章 保険料 第4条の文言の一部が変更になり、新たに第6項として「1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除する」が追加となった。(令和元年6月25日から施行)

2. 報酬・給与等審議会の答申について

齊藤専務理事

①職員の本給について

本給の決定方法に関しては勤務年数で算定。国保業務と歯科医師会の兼務している職員の本給の算定に関しては、本部職員の給与表をご参考頂きたい。

②各支部への給与等交付方法について

従来は3月と9月に分けて交付し、最終的に3月末で精算していたが、年度初めに1年分を概算交付し、年度末に過不足調整することになった。

③直轄支部職員（支部職員の定数）等の在り方について

全国歯規則「支部職員の定数に関する基準」を遵守し、現在支部職員数が基準を超えている支部については、今年度中に対応を検討し、来年度には基準の定数となるようご検討頂きたい。

④就業規則について

就業時間は、午前9時始業、午後5時30分終業とすることになった。

3. 平成30年度療養給付費の状況に

ついて 鈴木常務理事

平成30年度は月平均6億円程度の療養給付費が歳出された。また、平成25年からの5年間で被保険者数は横ばいであるにも関わらず、レセプト数は月約1,000件増えている。

■平成30年度の療養給付費の内訳（月平均）

- ・1か月あたり約54,000件のレセプトが出ている。
- ・入院：500件。1件あたり約350,000円
- ・外来：33,000件。1件あたり約8,000円
- ・調剤：17,000件。1件あたり約7,000円
- ・歯科：3,000件。1件あたり約8,000円

・月100万円以上の高額レセプトは月平均69件もある。

・年間でみると組合員1人あたり約111,619円の医療費が全国歯から給付されている。

4. 平成30年度メンタルヘルスカウンセリング利用状況について

鈴木常務理事
平成30年度は計18回の利用があった。そのうち電話でのカウンセリングは9回、面談は7回、WEBは2回であった。

5. 平成30年度高額レセプト点検について

鈴木常務理事

全国歯全体で月に5万4,000件のレセプトがきっており、第一次審査、第二次審査を栃木県の連合会に依頼している。平成29年度より第二次審査を終了した1万9,200点以上の高額レセプトについて、全国歯では第三次審査を行っている。個別に契約した専門知識のある方に依頼し、最終的に平成30年度は全部で192件疑義をかけた。そのうち原審通りであったレセプトは154件、査定し直されたのは32件、医療機関へ返戻されたのは3件、連合会対応中のものは3件であった。効果額としては600,140円であった。

6. 平成30年度出産手当金の状況について

鈴木常務理事

・平成30年度から支給開始となった新規事業である。初年度ということもあり9月頃から申請件数が増えた。9月～翌年3月までの動きを見ていくと、7か月で342件の支給実績があり、総額4,000万円程を歳出した。1人あたり約117,430円支給した計算となる。(満額は135,000円)

この結果から、次年度は約600名程度の申請がなされると推測される。



鈴木常務理事

7. 組合員の資格確認調査について

齊藤専務理事

284名の後期高齢者あるいは1種組合員の方で休院あるいは廃院されている先生方のみ資格確認調査を実施した。調査の結果、1名後期高齢者組合員の資格を喪失された。調査票を送付した後にお亡くなりになられた方は10名。274名の方が引き続き後期高齢者組合員である。

8. 令和元年度会議開催日程について

齊藤専務理事

年	月	日(曜)	会議名	時間	場所
2019年 (令和元年)	10月	30日(水)	第3回常務会	13:30	東京事務所
	11月	27日(水)	第4回常務会 第3回理事会	11:00 13:00	フクラシア東京ステーション
2020年 (令和2年)	2月	18日(火)	第5回常務会	13:30	東京事務所
		26日(水)	第2回監事会	15:00	東京事務所
	3月	8日(日)	第4回理事会	13:30	フクラシア八重洲
		20日(金)	第6回常務会 第2回議長団打合せ 第86回通常組合会	11:00 12:00 13:00	フクラシア東京ステーション

9. 令和元年度コンプライアンス研修会・健康づくり推進部会の実施について

齊藤専務理事

下記の日程により実施します。

令和元年9月4日(水)

フクラシア東京ステーション6階「A会議室」

・コンプライアンス研修会 13:00～14:30

中西真也弁護士

・健康づくり推進部会 14:45～16:15

浜口伝博医師

10. 令和元年度支部指導監督の実施について

齊藤専務理事

下記の日程により支部指導監督を実施します

①令和元年10月8日(火) 徳島県支部

②令和元年10月9日(水) 香川県支部

③令和元年11月13日(水) 新潟県支部

④令和元年11月14日(木) 富山県支部

11. その他(後期高齢者組合員として残るメリット)

齊藤専務理事

75歳になると後期高齢者広域連合へ加入しなければならない。しかし、1種組合員で全国歯に継続して在籍を希望する方は月額5,000円を納入すれば継続して有資格者となる。

メリットとしては、以下の項目があげられる。

・入院した場合傷病見舞金として1日4,000円が支給される。(最大360,000円の支給)

※同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする

・後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対し死亡見舞金300,000円が支給される。

・節目健診 ※本部事業

当該年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員と配偶者で全国歯に加入されている方は、人間ドッグなどの健診が受診できる。

(同一年度内に受診した健診に対し、30,000円を限度に支給)

〔全歯連関係〕

1. 会議等の報告について

山下副理事長

令和元年度7月9日にアルカディア市ヶ谷にて第1回全国歯科医師国民健康保険組合連合会通常総会が開催され、議事は平成30年度の事業、歳入歳出の決算について承認された。また、選挙があり千葉県山口誠一郎先生が続投となった。



全国歯科医師国民健康保険組合表彰

宮下常務理事より、全国歯科医師国民健康保険組合表彰規定に基づき、当組合の運営に顕著な功績があった先生方の紹介があり、引き続き三塚理事長より表彰状と記念品を贈呈し表彰した。



宮下常務理事

全国歯科医師国民健康保険組合表彰規約

第5条

二. 支部の役員と組合の役員、支部の役員と組合会議員、組合の役員と組合会議員として通算した在職期間が15年を超え顕著な功績のあった者



ひぐちじゅいちろう

樋口 壽一郎先生 (組合常務理事・鳥取県支部長)

【本部関係】

平成 23 年 8 月～平成 27 年 7 月 組合理事
平成 27 年 8 月～ 現在 常務理事

【支部関係】

平成 15 年 4 月～平成 23 年 3 月 副支部長
平成 23 年 4 月～令和 元年 7 月 支部長
通算 16 年 4 ヶ月 (令和元年 7 月末現在)



やなぎりょう

楊 亮先生 (山口県支部理事)

【支部関係】

平成 15 年 4 月～ 現在 支部理事
通算 16 年 4 ヶ月 (令和元年 7 月末現在)



まえひがししょうじ

前東正次先生 (岩手県支部監事)

【支部関係】

平成 15 年 4 月～平成 27 年 7 月 支部理事
平成 27 年 8 月～ 現在 支部監事
通算 16 年 4 ヶ月 (令和元年 7 月末現在)

■叙勲受章者に対する記念品贈呈

宮下常務理事より、令和元年春の叙勲で保健衛生功勞により旭日小綬章を受賞された樋口壽一郎先生の紹介があり、三塚理事長より記念品を贈呈し祝意を表した。

【樋口先生の謝辞】

一言お礼申し上げます。受章者という事で先ほど記念品を頂戴致しました。本当にありがとうございます。今年の受章者の発表は元号が令和という新しい時代となりまして、スケジュールが例年よりも1か月遅くなりました。5月21日にマスコミ発表、3日後の5月24日には厚労省で勲章伝達式、その後直ちに皇居に向き天皇陛下に拝謁致しました。翌日米国のトランプ大統領が来日するとのことで皇居の真向かいにありますホテルに宿泊するという事もあり、非常にあわただしく私も緊張する間もない状況でした。ただ家内は緊張もし、皇居という今後行くことがないであろう所に行かせて頂き大変喜んでおりました。また、先ほど組合役職16年以上ということで、山口県の楊先生、そして岩手県の前東先生とともに表彰を受けました。本当にありがとうございます。私もこれからは一組合員として、これからの全国歯がますます発展することを見守りたいと思いますし、できる限りの協力はしていきたいと思っております。終わりにあたりまして、本日ご参加を頂いております先生方並びに事務局の皆さんに感謝申し上げ御礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。



■議長・副議長退任挨拶

秦野議長・井田副議長の退任挨拶の後、三塚新理事長より記念品が贈られた。

【秦野議長】

議長退任に伴いまして一言ご挨拶申し上げます。ここ2年間議事の進行を務めさせて頂きました。皆様のご協力を頂きまして、また三塚理事長、齊藤専務理事よりご支援、サポート頂きました。何より井田副議長に非常に助けて頂きまして、大過なく職責を全うすることが出来ました。本当にありがとうございました。

【井田副議長】

本当に2年間ありがとうございました。次回からは滋賀県支部議員として出来るだけ貢献したいと思っております。皆さん、今後ともよろしくお願い致します。2年間本当に全然力ない私でしたが、温かい目で皆さん見守って下さりありがとうございました。



■閉会の辞 芦田副理事長（要旨）

次期は三塚先生がまた2年間ご苦勞されるということで、よろしくお願い致します。今日鈴木副理事長がご説明して下さいましたように、国庫補助率の変動すると保険料も引き上げとなるかもしれません。

来期もよろしくお願い致します。ありがとうございました。



芦田副理事長

令和元年度第2回理事会

令和元年8月1日（木）KKRホテル東京「朱鷺」にて役員改選後、新理事による最初の理事会を開催し、副理事長、専務理事、常務理事を選任。第二次三塚執行部体制がスタートした。



第16期全国歯科医師国民健康保険組合役員名簿（令和元年8月1日～令和3年7月31日）

役職	氏名	支部名
理事長	三塚 憲二	山梨県
副理事長	鈴木 哲男	岩手県
〃	芦田 欣一	滋賀県
〃	山下 喜世弘	香川県
専務理事	齊藤 愛夫	福井県
常務理事	宮下 均	栃木県
〃	安岡 良介	京都府
〃	五十嵐 治	新潟県
〃	春日 司郎	長野県
〃	高嶺 明彦	沖縄県

役職	氏名	支部名
理事	鈴木 聖次	岡山県
〃	嶋中 繁樹	青森県
〃	阿部 義和	岐阜県
〃	山崎 安仁	富山県
〃	小山 茂幸	山口県
〃	森 秀司	徳島県
〃	野村 和男	高知県
〃	渡部 隆夫	鳥取県
〃	飯利 邦洋	石川県
〃	内田 朋良	島根県
〃	三森 幹夫	山梨県
常務監事	滝澤 隆	長野県
監事	右田 信行	山口県
相談役	尾上 徹	京都府

全歯連地区推薦理事・調査委員・選挙管理会委員等の推薦

全歯連から推薦依頼により地区推薦理事及び委員等について、協議の結果以下のとおりに推薦した。

役職名	氏名	全国歯の役職	支部
副会長	三塚 憲二	理事長	山梨県
理事	宮下 均	常務理事	栃木県
調査委員	五十嵐 治	常務理事	新潟県
選挙管理会委員	春日 司郎	常務理事	長野県
選挙管理会予備委員	三森 幹夫	理事	山梨県

令和元年度コンプライアンス研修会・健康づくり推進部会

令和元年9月4日午後1時より朝日生命大手町ビル、フクラシア東京ステーション「6 A」においてコンプライアンス研修会が開催された。顧問弁護士である中西真也弁護士よりプロジェクターを使用してパワーハラスメントについてご講義頂いた。

また、午後2時45分からは同会場にて健康づくり推進部会が行われた。講師には産業医科大学産業衛生教授である浜口伝博医師を招き、特定健診の重要性、糖尿病がなぜ恐ろしいのか、保険者として出来る予防への取り組みについて等を分かりやすく噛み砕いてご講演頂いた。



中西真也弁護士



浜口伝博医師



令和元年 春の叙勲受章者

ひ ぐち じゅいちろう
樋 口 壽一郎 先生（昭和 23 年 9 月 18 日生）

【受章種別】 旭日小綬章

【功劳種別】 保健衛生功劳

【表彰歴】

- 平成 4 年 7 月 鳥取県歯科医師会会長表彰
（地域医療功劳）
- 平成 13 年 10 月 日本歯科医師会会長表彰
（歯科保健事業功劳）
- 平成 15 年 2 月 鳥取県知事表彰（公衆衛生事業功劳）
- 平成 16 年 11 月 厚生労働大臣表彰（歯科保健事業功劳）
- 平成 25 年 9 月 日本歯科医師会 110 周年表彰（会務功劳）



【略歴】

・鳥取県歯科医師会関係

- 平成 9 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日 理事
- 平成 15 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 副会長
- 平成 23 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 22 日 会長

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（本部）

- 平成 23 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日 理事
- 平成 27 年 8 月 1 日～令和元年 7 月 31 日 常務理事

・全国歯科医師国民健康保険組合関係（鳥取県支部）

- 平成 15 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 副支部長
- 平成 23 年 4 月 1 日～令和元年 7 月 31 日 支部長

・日本歯科医師会関係

- 平成 23 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 22 日 代議員

・日本歯科医師連盟関係

- 平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日 評議員
- 平成 27 年 7 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日 理事
- 平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 22 日 評議員
- 平成 30 年 3 月 23 日～現在 監事

・審議会関係

- 平成 3 年 6 月 1 日～平成 9 年 5 月 31 日 鳥取県社会保険診療報酬支払基金審査員
- 平成 3 年 6 月 1 日～平成 9 年 5 月 31 日 鳥取県社会保険医療担当者指導員
- 平成 17 年 9 月 8 日～平成 19 年 5 月 25 日 鳥取県医療審議会委員
- 平成 19 年 6 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日 中国地方社会保険医療協議会臨時委員
- 平成 23 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 22 日 鳥取県社会保険診療報酬支払基金幹事



平成 31 年 4 月 18・19 日 職員事務研修会

研修会

【事務研修会】

年に一回、全国歯科医師国保の職員全員で二日間の事務研修会を行っています。平成 31 年 4 月で 40 回目となりました。昭和 53 年の創設当初より続いておりますが、平成 23 年 3 月の東日本大震災の年だけ事務研修会を中止しました。

当初の事務研修会は、単県国保として存在してきた各支部が独自の適用事務にならないようにするためのものでした。すべての支部が同じサービスを被保険者に提供できるよう、国保に対する意識統一、サービスの均一化及び向上が目的で、各支部のミスなどをカウントし、事務研修会で支部の職員の成績を公表していたこともありました。

現在では、一日目に今年度の法律改正、規約の変更、本部の保健事業についてなどを東京事務所職員が説明をさせて頂いています。一連の適用業務等は、システム化統一されましたが、そのシステムをいかに使うかなども話し合います。

二日目はグループ研修で、各支部から他の支部に対して聞きたいことや、医療費の削減につながった保健事業について話しをするなど、支部の職員を中心に研修会が進められています。

一年に一回の事務研修会により、保健事業、その他給付のサービスを受けて頂けるよう、全国歯の職員一人一人が努力しています。



事務局長 田邊 千浩

東京事務所

■高円寺

東京事務所を高円寺に移した頃は、古本屋さんが多くあり、本で溢れておりましたが、近年では古着の聖地とも言われる程沢山の古着屋さんがあります。今も昔も学生や若い人々に賑わっています。純情商店街や阿波踊りが全国的に有名ですが、最近では、区立の座・高円寺ができ、芝居やコンサートも開かれています。高架下の居酒屋は夕方になると外にテーブルを出し、外で飲めるようになります。今日はお祭りかな?と錯覚してしまう程賑わっています。一度、高円寺を散策がてら東京事務所にもお寄り下さい。

高円寺を紹介しますと、毎日飲んでばかりで仕事をしていないと思われるので東京事務所の業務もご紹介します。

■仕事内容

東京事務所は、全国歯科医師国民健康保険組合のすべての会計(予算・決算)を行っており、国への医療費の報告や国庫補助の申請を行っています。現在、200億弱の予算規模で運営をしています。組合員の皆様と役員の方のお陰で健全運営をさせて頂いており、単年度収支もここ数年は黒字運営です。

加入脱退、保険料の徴収、支部保健事業はすべて支部に任せ、それ以外のその他給付、レセプト処理、保険料の算定、被保険者証の一齐発行、レセプト審査、本部保健事業、会議運営などの業務を主に行っております。3種女性組合員の一人親世帯については義務教育終了まで保険料賦課額を免除する事業や出産手当金の支給開始、がん検診の補助など、組合員の皆様の健康増進等に力を入れております。

最後に、私たち東京事務所職員は、全国歯の3種組合員でもあります。より一層保険者強化と末永く健全運営を心掛けて、組合員の皆様により良いサービスをしていきたいと思っております。これからもよろしくお願いたします。

事務局長 田邊 千浩

■事務所内紹介

入り口で出迎えるプレコ▶



会議が行われる会議室



栃木県支部

令和元年度は、全国歯科医師国民健康保険組合の設立から41年目となります。

「昭和」「平成」そして新たな元号の「令和」と全国歯の歴史を感じつつ、令和最初の支部紹介の紙面を飾らせていただくことに深甚なる感謝の意を表します。栃木県は、毎年「都道府県認知度ランキング」において下位の指定席に鎮座しておりますが「住みやすさランキング」では上位に位置しています。都心からの交通アクセスも比較的良く県内各所に観光スポットがあります。

人口は200万人弱、面積は約6,400km²で多すぎず少なすぎず、広すぎず狭すぎずの丁度良くバランスの取れた県であります。

また県内にはかつて存在した御用邸が幾つか残されており、現存している3つの御用邸として那須御用邸は葉山・須崎御用邸と共に天皇陛下のご静養に使用されています。そのほか皇室の台所を支えている御料牧場があり古くから皇室との縁が深い県の一つとなっています。

また世界遺産に登録されている日光東照宮などの歴史や文化、山や湖、川に囲まれた自然の豊かさは心を安らかにしてくれます。

まずは栃木県にお越しいただき栃木の良さを感じていただければと思います。

さて、現在全国歯科医師国民健康保険組合の運営は、東京事務所を中心に各20府県において行われておりますが、組合の所在地は昭和53年4月1日の組合設立の際、栃木県支部の住所地である栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番5号に設置されております。

栃木県支部は、同住所にある栃木県歯科医師会館内にあり、1階東側に事務室、会館1階北側には国保役員室があります。事務室には、歯科医師会事務局を含む2団体・1社・2組合の5つの組織が入居しており共有スペースとなっております。

栃木県支部の平成31年4月1日付けの被保険者数は、1種組合員830名、1種家族1,422名、2種組合員56名、2種家族50名、3種組合員1,699名、3種家族213名の合計4,270名となっております。

役員の構成については、支部長1名、副支部長2名、常務理事2名、理事5名、監事2名の計12名で執行体制となっております。職員構成は担当職員2名の他、歯科医師会の兼務職員2名含む計4名で構成し業務に携わっております。



(後列 赤沼理事 箱島理事 角田常務 植原理事 安西理事 印南理事)
(前列 矢島監事 加々美監事 宮下支部長 佐川副支部長 川津副支部長 大野常務)

山梨県支部

山梨県支部では、かねてより組合員の健康管理の為に保健事業に力を入れてきたところですが、その財源は支部の積立金の取り崩しに頼るところが多く、今後4～5年で枯渇することが予測され昨年度より事業の見直しを行ったところです。組合員の巡回健診に支部独自の補助をしていましたが、特定検診の対象となる40歳以上の組合員には、本部補助を活用し、またインフルエンザ予防接種に関しても、支部独自の上乘せ補助の廃止を行ったところです。特定検診への取り組みに関しては、保険者のインセンティブの評価指標とされるなかで、組合の低迷する受診率の向上に少なからず貢献できたとも考えています。

これらの取り組みに加え、本部からの保健事費の増額もあり、何とか30年度の決算は正味財産の減少を抑えることが出来ました。

そのような中、本部より頂いた資料の中に、30年度の療養給付約72億円の内、組合員本人がその60%しかも、その50%が1種組合員とあり、一人当たり約20万円とありました。1種組合員の高齢化もありますが、我々小規模歯科診療所は一人オーナーであり、医院の継続のためにも健康管理が大切だと実感しました。特に1種組合員への健康管理など周知を図っていきたいと考えています。

さて、本支部役員も7月で役員改選の時期となりました。2年前、全くの知識もなく支部長となりましたが、経験豊かな役員の方フォローを頂く中で何とか任期を全うすることができました。新体制においても、嫌がる役員を尻目に再任をお願い（強要）したところです。

今後も本部・他支部との連携を頂きながら取り組みを進めたいと考えています。

山梨県支部長 三森 幹夫



(後列 若尾理事 五味監事 安富常務 三井理事)
(前列 小林監事 志村副支部長 三森支部長 阿久津副支部長)

75歳のお誕生日を迎える1種組合員の皆様へ

75歳のお誕生日を迎えると、すべての方が「後期高齢者医療保険」へと移行し医療給付を受けます。ただし、後期高齢者組合員として引き続き当組合に残り、保健事業を受けることができます。また、家族や従業員のの方は引き続き全国歯科医師国民健康保険組合の組合員として医療給付や保健事業を受けられます。

後期高齢者賦課額	(1人月額) 5,000円 (年額) 60,000円
家族・従業員への対応	後期高齢者組合員として残れば、75歳未満の家族や従業員はこれまでどおり、当組合の被保険者として医療給付や保健事業を受けられます。 ○後期高齢者組合員の家族の均等割賦課額 (1人月額) 6,600円 2種組合員 (1人月額) 16,500円 3種組合員 (1人月額) 9,000円
保健事業	後期高齢者組合員は以下の保健事業を受けることができます。 (1) 傷病見舞金の支給 入院1日目から傷病見舞金を支給します。 ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。 【支給額】入院1日につき 4,000円 (※最大360,000円の支給) (2) 死亡見舞金の支給 後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。 【支給額】300,000円 (3) 節目健診 ※本部事業 当該年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員と配偶者で全国歯に加入している方は、人間ドックなどの健診が受診できます。 【支給額】同一年度内に受診した健診に対し、30,000円を限度に支給

～例えば、1種組合員だった方が75歳になり栃木県の後期高齢者医療広域連合へ加入したら～

全国歯の保険料とは別に、後期高齢者医療広域連合の保険料の支払いが発生します。

●栃木県後期高齢者医療広域連合の保険料の決め方●

保険料は、被保険者個人単位で算定・賦課されます。

〈平成30-31年度の場合〉

均等割 43,200円	+	所得割額 基礎控除(33万円)後の 総所得金額等×8.54パーセント	=	保険料 上限62万円(年額)
----------------	---	--	---	-------------------

- ◆こんなときは後期高齢者医療広域連合交付の保険証を使用し、給付を受けます。
- ・医療を受けるとき
 - ・医療費が高額になったとき
 - ・入院したときの食事代や居住費
 - ・あん摩・マッサージ・はり・きゅうの施術を受けるとき

【栃木県後期高齢者医療広域連合の場合】

- ・被保険者が亡くなったとき、その葬儀を行った方に5万円の支給
- ・年に1回、基本項目(身体計測、血圧測定、問診、脂質検査、換気法検査等)の健診

後期高齢者医療広域連合

+

全国歯後期高齢者組合員

多くの後期高齢者医療広域連合では、全国歯のような保健事業の支給は行っていません。生命保険や医療保険のような保健事業が月額5,000円で受けられます。またご家族や従業員の方が市町村国保に加入した場合の保険料や保健事業と比較いただくと、全国歯の後期高齢者組合員として残っていただけのメリットも感じていただけます。

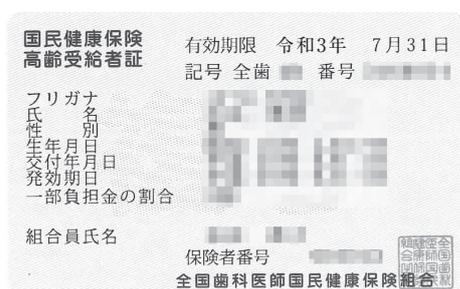
全国歯の保険給付・保健事業

2019年8月1日から被保険者証が新しくなりました

令和元年8月1日に被保険者証が更新されています。お手元に届いていらっしゃいますか？新しい被保険者証の有効期限は令和元年8月1日から令和3年7月31日です。

※ご注意下さい※

令和3年7月末までに75歳の誕生日を迎える方の有効期限は誕生日の前日です。



2019年8月1日からは水色の高齢受給者証

70歳から74歳の方は、被保険者証とは別に高齢受給者証が交付されます。8月1日からは、水色の高齢受給者証です。有効期限が2019年7月31日の紫色のものをお持ちの方は、必ず支部事務所までご返却をお願いします。

保険給付割合

病気やけがなどで医師の診療を受けるときは、被保険者証を提示することで医療の給付を受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 義務教育就学前の方 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
 - ・現役並み所得者 7割
 - ・一般所得者 8割

歯科自家診療それに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での組合員とその世帯員の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。またそれに伴う処方箋の発行による調剤も給付対象外です。ご注意ください。

人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で「国民健康保険特定疾病療養受療証」の有効期限が平成31年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

●申請手続きに必要な書類●

□組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書等の写し

国民健康保険特定疾病療養受療証	
交付年月日 年 月 日	
認定疾病名	
記号	番号
氏名	
生年月日	年 月 日
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
自己負担額	
093013 全国歯科医師国民健康保険組合	
保険者番号に お印の 名称及び印	

◆新しい高齢受給者証、限定額適用認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証が届きましたら必ず記載事項をご確認ください。有効期限が切れた証は、支部事務所までご返却をお願いします。

療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を療養費として支給します。

- ・組合の資格取得手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で医療機関等を受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※靴型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。）
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき

- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気やけがでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、帰国後申請により支払った医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、海外療養費の支給には数ヶ月を要します。

●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 診療内容明細書
- 国民健康保険用国際疾病分類表
- パスポートの写し
- 顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
- 調査に係わる同意書

★2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはあり得ませんので十分ご注意ください。

また同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

■外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となるはり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、あらかじめ医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■保険適用とならない受診内容

以下のような症状で受診した場合は、被保険者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・仕事中や通勤途中の負傷
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）には組合から手続きのご案内をお送りします。なお、高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づいて支給されるため、診療を受けた月から支給されるまで数ヶ月を要します。レセプトの提出が遅れている場合は、組合からの通知も遅くなりますのでご了承ください。

●申請手続きに必要な書類●

- 高額療養費支給申請書
- 対象となる医療費の領収書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類
- （例）市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書等の写し

◎限度額適用認定証の発行及び更新

70歳未満の方、及び70歳から74歳の方で現役並所得Ⅰ、Ⅱ（課税所得145万円以上690万円未満）の方の医療費が高額になる場合は、事前に組合に申請し交付された国民健康保険限度額適用認定証（住民税非課税の世帯は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関に提示すると、1ヶ月あたりの窓口負担が高額の場合でも高額療養費の自己負担限度額までとなります。更新される方は、お早目にお手続きください。

●申請手続きに必要な書類●

- 国民健康保険限度額適用認定申請書
- 組合員と全国歯に加入している家族世帯員を合わせた所得を証明する書類
(例) 市区町村で発行した課税所得証明書、確定申告書等の写し

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日 年 月 日	
記号	番号
住所	
氏名	
氏名	
生年月日	年 月 日
適用区分	
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	093013 全国歯科医師会 国民健康保険組合

その他の保険給付の支給申請

◆葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

- 1種組合員 300,000円
- 2種組合員 150,000円 3種組合員 100,000円
- 1・2・3種組合員の家族 100,000円
- 後期高齢者組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 葬祭費支給申請書
- 葬祭を行った方を判断できる書類
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆移送費の支給申請

病気やけがのために移動が困難な患者が医師の指示によって移送された場合に支給します。ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

- 移送費支給申請書
- 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）
- 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

◆出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠85日以上の死産・流産を含む）した場合に出産育児一時金を支給します。双子の場合は2人分を支給します。

【支給額】1児につき 420,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産育児一時金支給申請書
- 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）
- 産科医療補償制度に加入する医療機関等で出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し

全国歯では、産休・育休による保険料免除は実施していません。

他の制度の育児休業給付等については、厚生労働省のQ&A育児休業給付をご覧ください。事業所の所在地を管轄する公共職業安定所にて支給の手続きを行ってください。

◆出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により平成30年4月1日以降の産休について出産手当金を支給します。ただし支給対象となる産休期間は組合員となって継続して1年経過した日の翌日からとなります。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員（90日間を限度とします。）

【支給額】 1日につき、1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 出産手当金支給申請書
- 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類
- 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類

※傷病手当金が支給された期間は出産手当金の支給は出来ません。異常分娩で入院された場合は、申請の際にご注意ください。

◆傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から傷病手当金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

【支給額】（入院1日につき）

- 1種組合員 4,000円
- 2種組合員 1,500円 3種組合員 1,500円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病手当金支給申請書

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】 被保険者（後期高齢者組合員を除く）

【支給額】 年度ごと1名につき、3,000円限度

◎13歳未満は1名につき5,000円を限度に支給（H31年4月1日～）

※費用額が限度額未満の場合は実費分を支給

※2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内で支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

インフルエンザ予防接種補助金申請書

領収書（予防接種日、医療機関名、医療機関印、予防接種受診者名、インフルエンザの予防接種であることが明記されたもの）

節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

(1)2019年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員

(2)(1)で対象になった1種組合員の配偶者（年齢問わず）

(3)本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、その費用の合計に対し）30,000円を限度に支給

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

節目健診補助金支給申請書

対象となる健診の領収書

がん検診のご案内

がん検診を行うことにより、がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制するために検診受診者に対して検診費用の一部を補助します。

※全額実費による検査の場合のみ支給対象となります。

【がん検診の種類】 それぞれ年1回受診

①胃がん検診1（胃内視鏡検査）または胃がん検診2（胃部エックス線検査）

②子宮頸がん検診（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）

③肺がん検診1（胸部エックス線検査）または肺がん検診2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）

④乳がん検査（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）

⑤大腸がん検査（便潜血検査）

【対象者】

【支給額】

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1	50歳以上	8,900円
胃がん2	40歳以上	6,400円
子宮頸がん	20歳以上	3,400円
肺がん1	40歳以上	1,800円
肺がん2	40歳以上	3,100円
乳がん	40歳以上	4,200円
大腸がん	40歳以上	1,300円

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

がん検診補助金支給申請書

対象となる検診の領収書

※人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要

仕事のストレス、人間関係の悩みについてカウンセラーに相談してみましょ。

心に悩みのある方、ストレスの解消法がわからず気持ちが沈んでいる方などは、経験豊富なカウンセラーと話をしてみましょ。あなたのお悩みについて一緒に考え、解決のお手伝いをします。まずは、お気軽にお電話ください。

全国歯メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤル：0120-926-189（無料）

また全国歯のホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

◆特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向けて保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

全国歯では40～74歳の被保険者を対象に特定健診を実施しております。

対象者には2019年4月より順次「※セット券」をお送りしています。セット券を医療機関にお持ち頂くと無料で受診することが出来ます。

※セット券とは、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券がセットになった券です。特定健康診査当日に健診機関で特定保健指導初回面接を受けて頂けます。

◎紛失された方は再交付をしますので、各支部事務所までご連絡ください。

◎受診期間は2020年3月末日までです。

特定健診は集合契約している医療機関にて受診が可能です。詳しい医療機関情報については全国歯のホームページにてお知らせしております。

【当日保健指導を受診希望される方へ】

現在契約機関が限られておりますのでご注意ください。

ホームページ内の『特定健診・特定保健指導について』の中の『実施機関一覧表』にあります『当日保健指導』に○が付いている医療機関でのみ同日受診が可能です。

【特定健康診査内容】

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
尿検査	

医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

※院長の皆さまへのお願い

歯科医院で実施する健康診断を受けられた従業員の方は、健診の結果から質問票（全国歯のホームページにてプリントアウトできます。）に回答いただき、全国歯がその質問票を受け取ることで特定健診を受診したことになります。

医療費増加にストップをかけるために、国は特定健診・特定保健指導に力をいれ、特定健診・特定保健指導実施率により保険者が負担する後期高齢者支援金の額を加算・減算することにしてあります。保険者が負担する後期高齢者支援金が増額されると、組合員のみなさんに負担いただく保険料の増額につながる可能性があります。

大変お手数をおかけしますが、特定健診・特定保健指導の受診、質問票の返送などご協力をお願いします。

後期高齢者組合員保健事業のお知らせ

◆傷病見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日（後期高齢者組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める）を限度とします。

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 傷病見舞金支給申請書
- 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

◆死亡見舞金の支給申請

後期高齢者組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

- 死亡見舞金支給申請書
- 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

◆後期高齢者組合員のための節目健診のご案内

対象者は人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1) 本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者組合員
- (2) (1)で対象になった後期高齢者組合員の配偶者で全国歯に加入している方

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】 4月1日から翌年の3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

●申請手続きに必要な書類●

（申請期限：当該事業年度の終了した年の4月7日までに支部事務所必着）

- 節目健診補助金支給申請書
- 対象となる健診の領収書

ジェネリック医薬品差額通知送付のお知らせ

全国歯では年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合がありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

医療費通知の送付のお知らせ

全国歯では年に6回、医療費通知を送付しております。

平成30年度の様式から、医療費通知が医療費控除を受ける際の添付書類としてご利用頂けます。

ただし、医療機関等から提出されたレセプト

の被保険者証記号番号や生年月日などに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。

受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、組合では把握しきれない部分について適正に医療機関から請求がされているか、ご自身でしっかりご確認ください。

医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がありましたらお気軽に全国歯までご連絡ください。

【2019年1月～12月受診に関する医療費通知の送付について】

受診（施術）月	送付月
2019年 1～ 2月受診分	2019年 6月
2019年 3～ 4月受診分	2019年 8月
2019年 5～ 6月受診分	2019年 10月
2019年 7～ 8月受診分	2019年 12月
2019年 9～ 10月受診分	2020年 2月
2019年 11～ 12月受診分	2020年 4月

組合への届出が必要なのは、こんなとき

◎交通事故や傷害事件にあったとき

交通事故や傷害事件による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者が負担すべきものです。事件事故に巻き込まれた場合、支部事務所にご連絡ください。被保険者証を使って診療を受けた保険者負担分を加害者に請求する手続きを行います。また骨折、捻挫、打撲などの外傷のけがで被保険者証を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがありますのでご協力をお願いします。

◎資格喪失後、全国歯の被保険者証を使用して受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証を使用して医療機関等を受診された場合、保険者が負担した7割または8割の医療費について、ご本人に請求させていただきます。

また、新しい被保険者証の詳しい情報と手続きに必要な書類をご提出いただければ、保険者間調整が可能な場合があります。お気軽に支部事務所までご相談ください。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 加入する方の以前加入の健康保険資格喪失証明書
（市町村国保の場合は被保険者証の写し）
- 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）
- 70歳以上の方は市町村民税課税証明書

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格取得届
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 住所氏名変更届
- 被保険者証
（再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- 世帯における保険の加入状況確認書

◎被保険者証を紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

- 被保険者証再交付申請書
- 被保険者証返納不能届書
- 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証を悪用されて、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておくこと、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）

0120-810-414

全国銀行個人信用情報センター（銀行系）

0120-540-558

日本信用情報機構（消費者金融系）

0570-055-955

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- 該当届
- 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎退職等により組合員の資格を喪失するとき

●申請手続きに必要な書類●

- 資格喪失届
- 被保険者証（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

今までも。これからも。

↑ 未来 Mirai
 信頼 Shinrai
 安心 Anshin
 ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等な医薬品のことです。

その先には、ひろがる笑顔。

安心・信頼 Anshin Shinrai



国の厳しい審査をクリア
ジェネリック医薬品は、国の厳しい審査をクリアしたものが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

低価格で個人負担が軽くなる
新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

未来 Mirai



医療費を有効活用
個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

医療保険制度を次の世代に引き継ぐ
少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品に関する情報は
厚生労働省 ジェネリック [検索](#)

特定健診を 受けましょう

特定健診・保健指導は、保険者が加入者に対して実施することが義務づけられているものであり、内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等の生活習慣病を予防するために重要な取組です。

当組合では、集合契約により全国の医療機関等と契約しておりますので、お近くの医療機関等に「集合契約」に参加されているか確認のうえ、ぜひ受診して下さい。なお、受診期間は来年の3月末日まで受診できます。受診料は無料です。

■特定健診の流れ

①セット券が届く（発行済）

特定健診を受診するには※「セット券」が必要です。記載内容等必ず確認して下さい。

※セット券とは、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券がセットになった券です。特定健康診査当日に健診機関で特定保健指導初回面接を受けて頂けます。



支部にて再発行を受付けています。

④結果

健診を受診した医療機関等から健診結果を受け取ります。ご自身の健康管理にお役立て下さい。

②受診場所

◎医師会等の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。

◎日本人間ドック学会／日本病院会、全日本病院協会の集合契約に参加している医療機関等で受診できます。

受診される医療機関等が集合契約に参加しているかについては直接お問い合わせいただくか、当国保組合ホームページをご活用下さい。

<http://www.zensikokuho.or.jp>

⑤特定保健指導のご案内

特定健診を受診された方へは、全員に健康維持に関する小冊子をお送りしております。また、生活習慣病のリスクが高いと判断された方には「特定保健指導のご案内」と「利用券」をお送りしますので、生活習慣病の予防、改善に役立つ支援を受けて下さい。

利用料は無料です。

③受診

受診当日は「セット券」「被保険者証」「質問票」を持参のうえ受診して下さい。医療機関等からの注意事項（食事の摂取等）をお守り下さい。

受診料は無料です。

※特定健診の基本項目及び昨年度の健診結果等の基準に該当し、医師が必要と判断して実施する詳細項目以外は自己負担となりますのでご注意ください。

◎留意事項◎

皆様の健診結果は、当国保組合がとりまとめ特定保健指導等対象者の選定等に利用させていただきます。あらかじめご了承願います。なお、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法および当国保組合のプライバシーポリシーを厳守いたします。

特定保健指導実施可能であり契約上セット券対応可能な健診機関で特定健診を受けられた場合に限り、保健指導の対象となった方への健診当日の特定保健指導初回面接の実施が可能になりました。

※院長の皆さまへのお願い

歯科医院で実施する健康診断を受けられた従業員の方は、健診の結果から質問票（全国歯のホームページにてプリントアウトできます。）に回答いただき、全国歯がその質問票を受け取ると特定健診を受診したことになります。

医療費増加にストップをかけるために、国は特定健診・特定保健指導に力をいれ、特定健診・特定保健指導実施率により保険者が負担する後期高齢者支援金の額を加算・減算することにしてあります。保険者が負担する後期高齢者支援金が増額されると、組合員のみなさんに負担いただく保険料の増額につながる可能性があります。

大変お手数をおかけしますが、特定健診・特定保健指導の受診、質問票の返送などご協力をお願いします。

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付となります。
また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

支部事務所連絡先

栃木県支部	028-648-0472	鳥取県支部	0857-23-2621
岐阜県支部	058-274-6110	高知県支部	088-823-7369
京都府支部	075-812-8495	石川県支部	076-251-1011
島根県支部	0852-24-2757	沖縄県支部	098-996-3571
徳島県支部	088-631-3977	青森県支部	017-777-4907
岩手県支部	019-623-1571	滋賀県支部	077-523-2787
福井県支部	0776-25-6108	山口県支部	083-928-8020
山梨県支部	055-252-6481	香川県支部	087-851-4965
富山県支部	076-432-9666	新潟県支部	025-250-7755
岡山県支部	086-224-7777	長野県支部	026-222-8020

ご利用
ください!

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ
<http://www.zensikokuho.or.jp>

組合員専用ページのパスワード **648077**

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞご活用ください。

発行所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818
発行人 三塚 憲二
ホームページ <http://www.zensikokuho.or.jp>
写真 イギリス バッキンガム宮殿
撮影者 Y. S